

成年後見制度利用促進に向けた 取組について



厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室

構成

1. 地域に中核機関等が欠かせない理由
2. 成年後見制度利用促進基本計画
3. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの
中核機関について
4. 市町村計画の策定と体制整備
5. 他地域の取組例や工夫例

1 地域に中核機関等が 欠かせない理由

急速に進む高齢化や核家族化の中で、
成年後見制度の利用が必要かもしれないケースが増加

- 消費者被害や詐欺のターゲットとなっている高齢者・障害者
- 経済的虐待（年金をすべて使われてしまうなど）や放棄・放任ケース
- セルフ・ネグレクト（自己放任）のケース
住宅・医療・福祉・金融等の生活関連サービスを適切に利用できない
極端に不衛生な生活環境の状態（いわゆるゴミ屋敷状態）など

権利擁護支援が必要な人は、自分に必要な制度に
自分の力だけでつながること（申請し契約すること）が難しい
課題が大きくなってから関わると、本人も支援者も行政も苦しい

身近な具体例での制度活用のメリット

- 軽度の認知症のある1人暮らしの高齢者が、必要のない高額な健康器具や布団などを頼まれると買ってしまおうといった場合
⇒「補助人」をつけ、補助人に高額な消費契約について「同意権」「取消権」を付与することで、不必要な契約や支払を防ぐことが可能。
- 認知症状の進行が著しいため施設入所が必要な高齢者ですが、本人が契約の事務を行えないため入所手続が困難な場合
⇒「成年後見人」をつけて、成年後見人が代理契約することで施設入所が可能。
- 「施設入所者の年金を親や子ども、兄弟が取り込んでしまい、施設の負担金が支払えない」、「知的障がいのある方が知り合いに頼まれて借金をしてしまい返済ができず困っている」といった場合
⇒「成年後見制度」を用いれば、財産の侵害から本人を守ることが可能。



余命半年という宣告を受けました。
障がいのある息子を一人グループホームに残
していくことがとても心配です。

親なきあとを、親あるうちに

頼れる身寄りがないんですが、最近、
何かにつけ「ご家族は？」と言われてしまって。
私にもしものことがある時はどうなるんでしょう？



身元保証人等がない高齢者

成年後見制度の利用可能性のある人

認知症	約462万人(平成24年)
軽度認知障害	約400万人(推計)
知的障害者(在宅)	約96万人(平成28年)
精神障害者(外来)	約361万人(平成26年)

(合計 約1300万人)

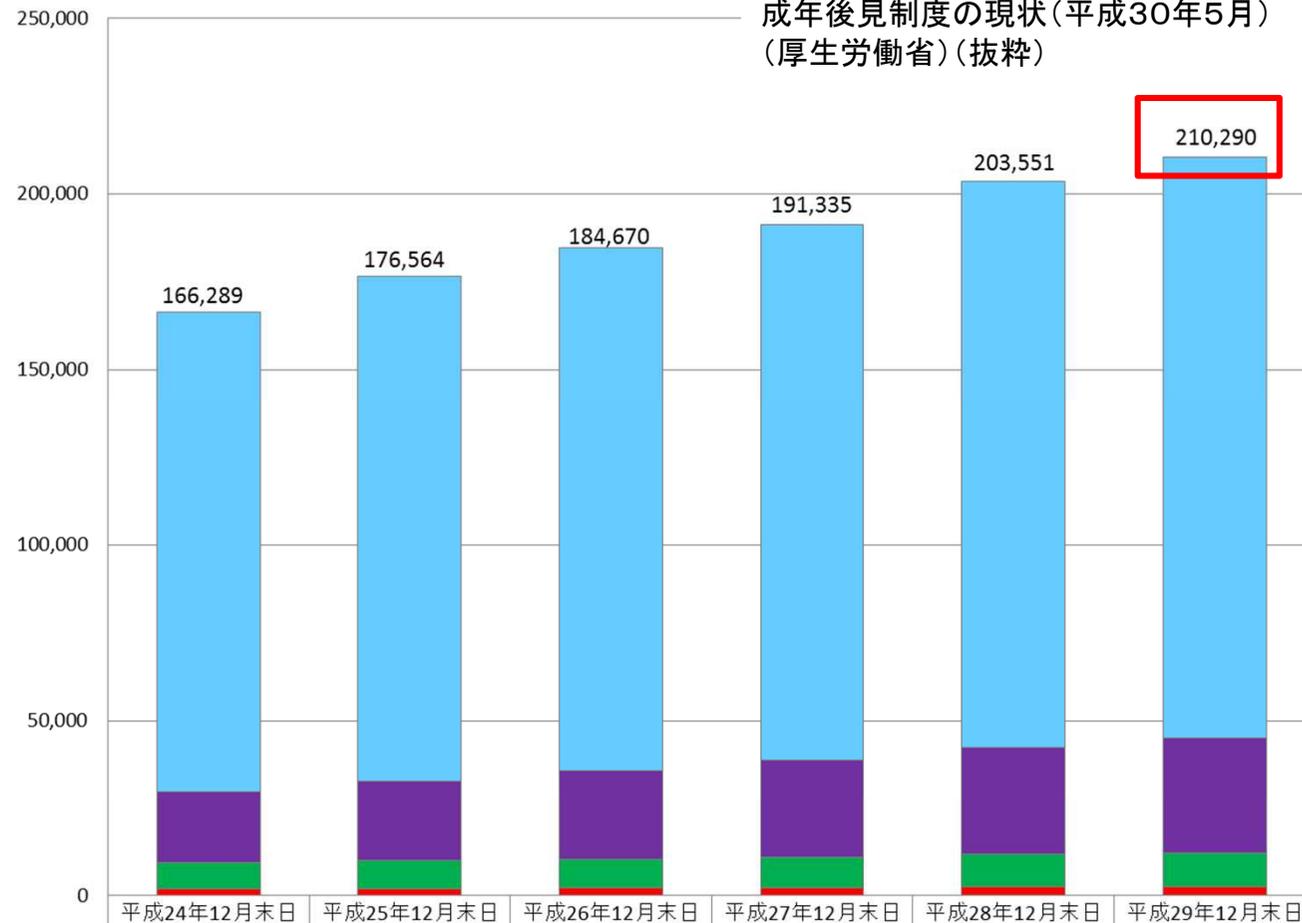
(参考 認知症の人の推計数)

	平成24年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成52年
各年齢の認知症有病率が一定	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人
各年齢の認知症有病率が上昇		525万人	631万人	730万人	830万人	953万人

成年後見制度の利用状況について

(単位:人)

成年後見制度の現状(平成30年5月)
(厚生労働省)(抜粋)



※類型ごとの割合

合(H29末)

後見: 78.6%

保佐: 15.7%

補助: 4.6%

任意後見: 1.2%

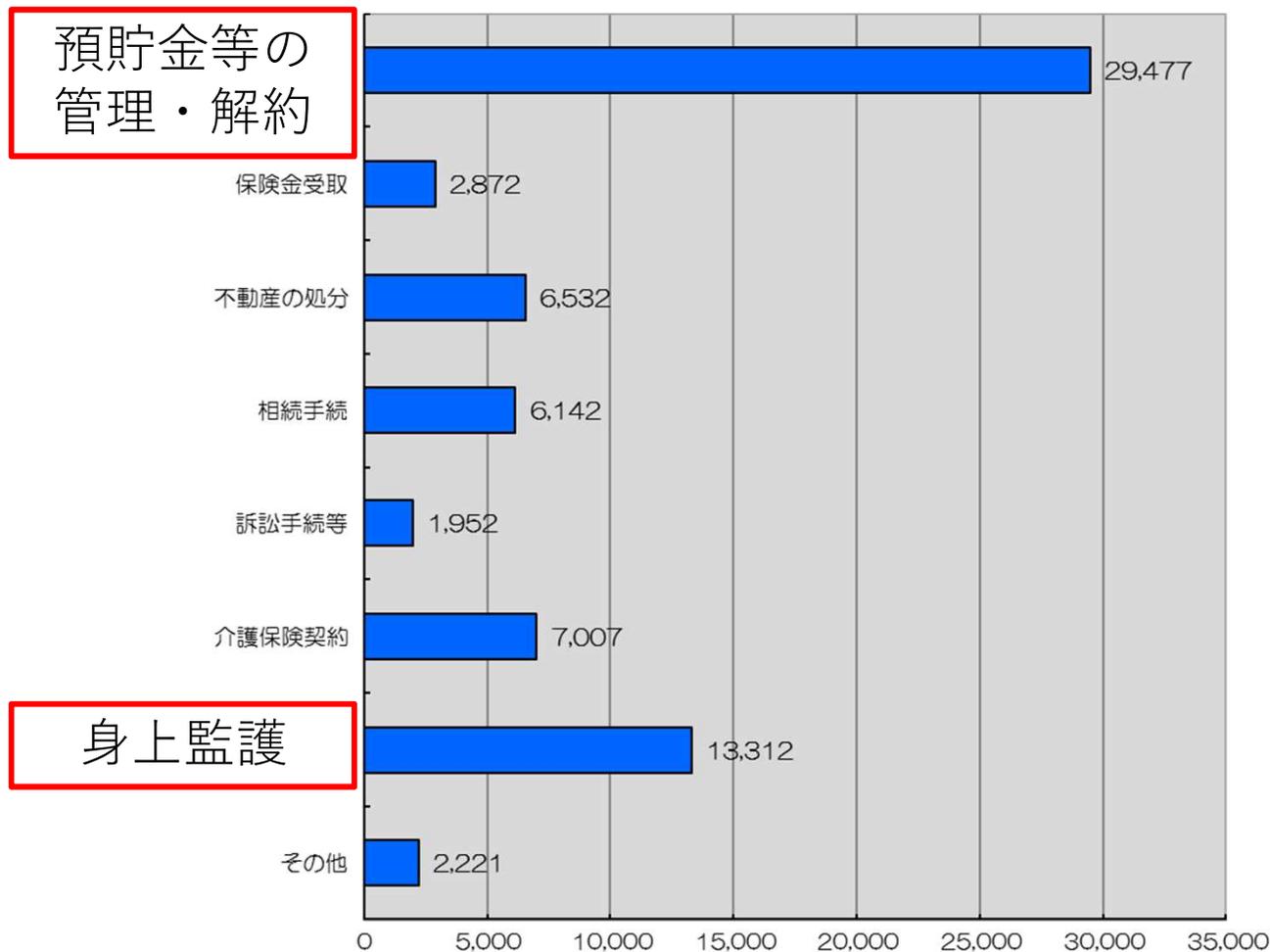
	平成24年12月末日	平成25年12月末日	平成26年12月末日	平成27年12月末日	平成28年12月末日	平成29年12月末日
■ 成年後見	136,484	143,661	149,021	152,681	161,307	165,211
■ 保佐	20,429	22,891	25,189	27,655	30,549	32,970
■ 補助	7,508	8,013	8,341	8,754	9,234	9,593
■ 任意後見	1,868	1,999	2,119	2,245	2,461	2,516
計	166,289	176,564	184,670	191,335	203,551	210,290

2.成年後見制度利用促進基本計画 ～制度の運用改善を目指して～

成年後見制度を利用する動機としては 財産管理の側面が多い現状

成年後見制度の利用動機

成年後見関係事件の概況—平成29年1月～12月—
(最高裁判所事務総局家庭局)



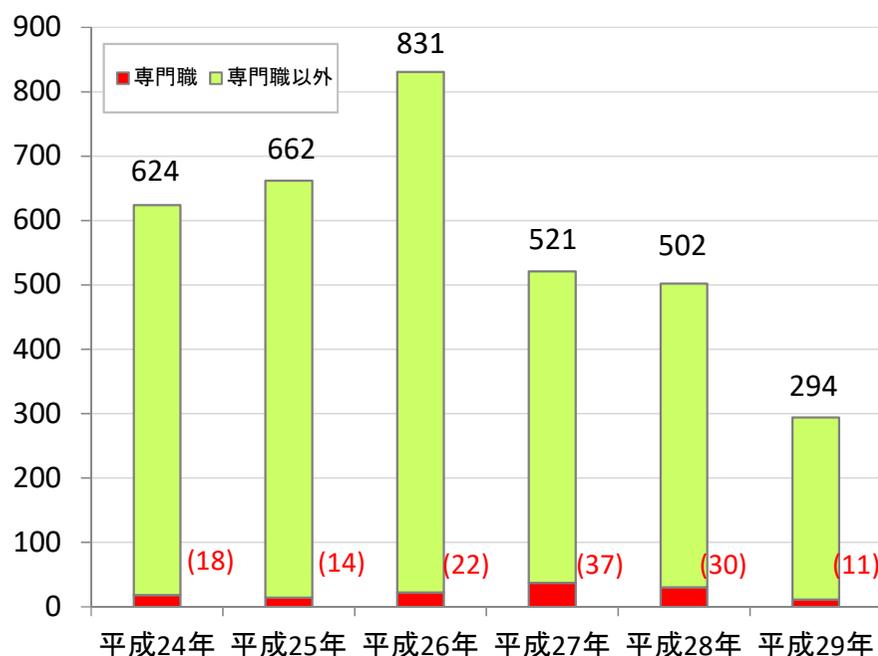
成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成24年～平成29年)

○ 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降は不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。

(注) 各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。

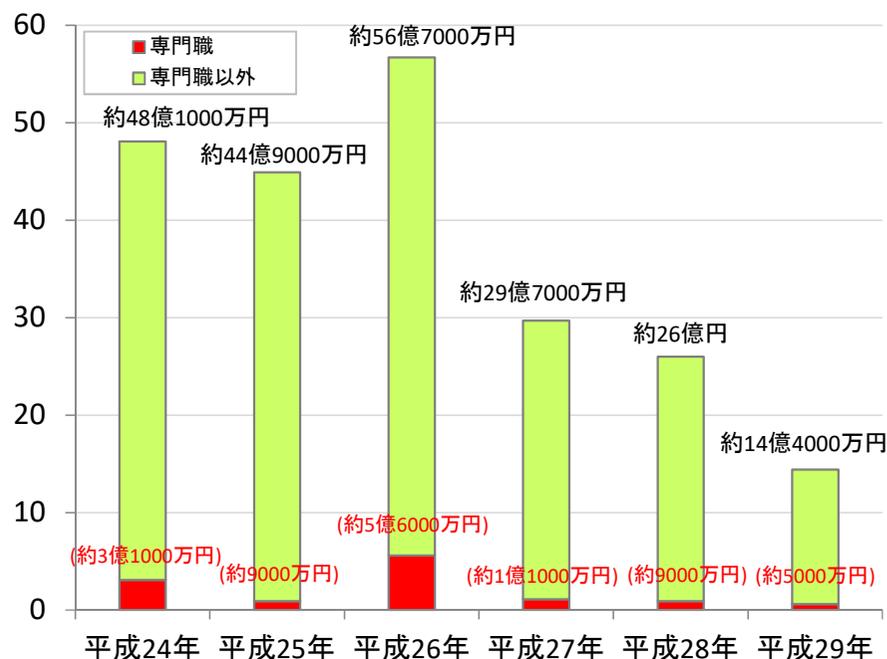
不正報告件数

(単位:件)



被害額

(単位:億円)

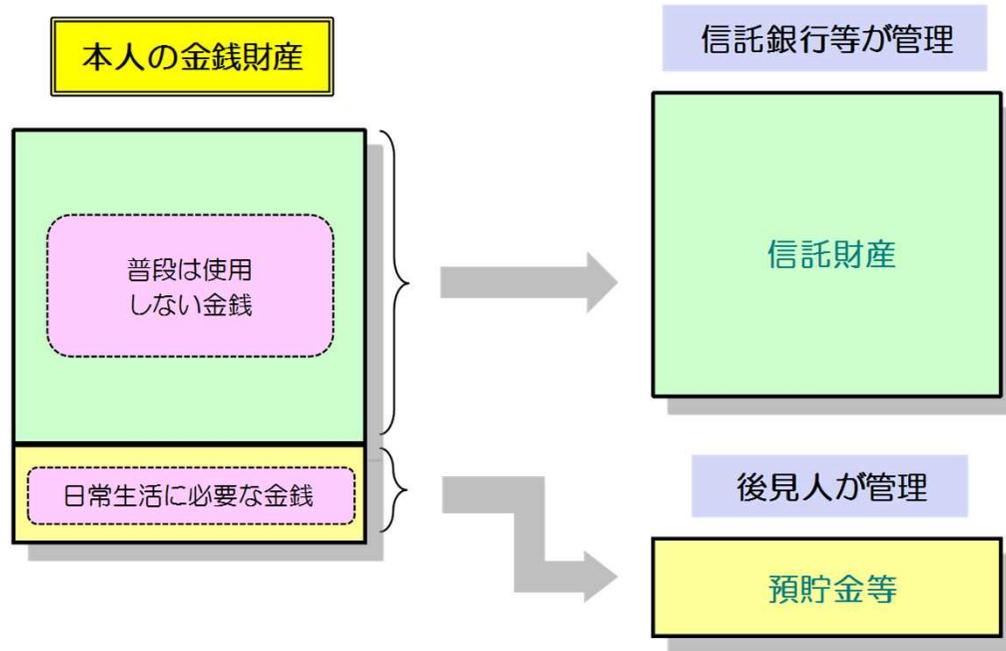


※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

後見制度支援信託の活用

後見制度支援信託の仕組み



払戻や解約等には家庭裁判所の発行する指示書が必要

○ 本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み

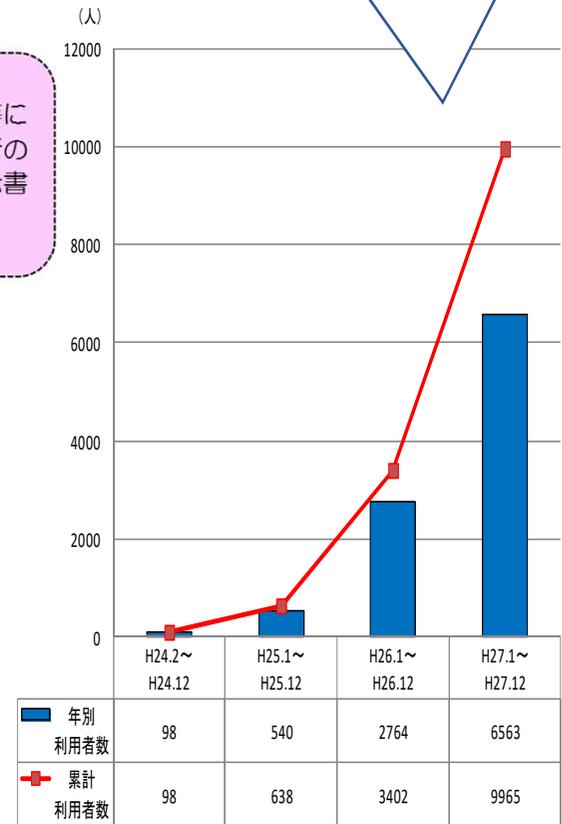
○ 信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするにはあらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要



ご本人の財産を適切に保護するための方法の一つ

後見制度支援信託の利用状況

近年利用者数は大きく増加



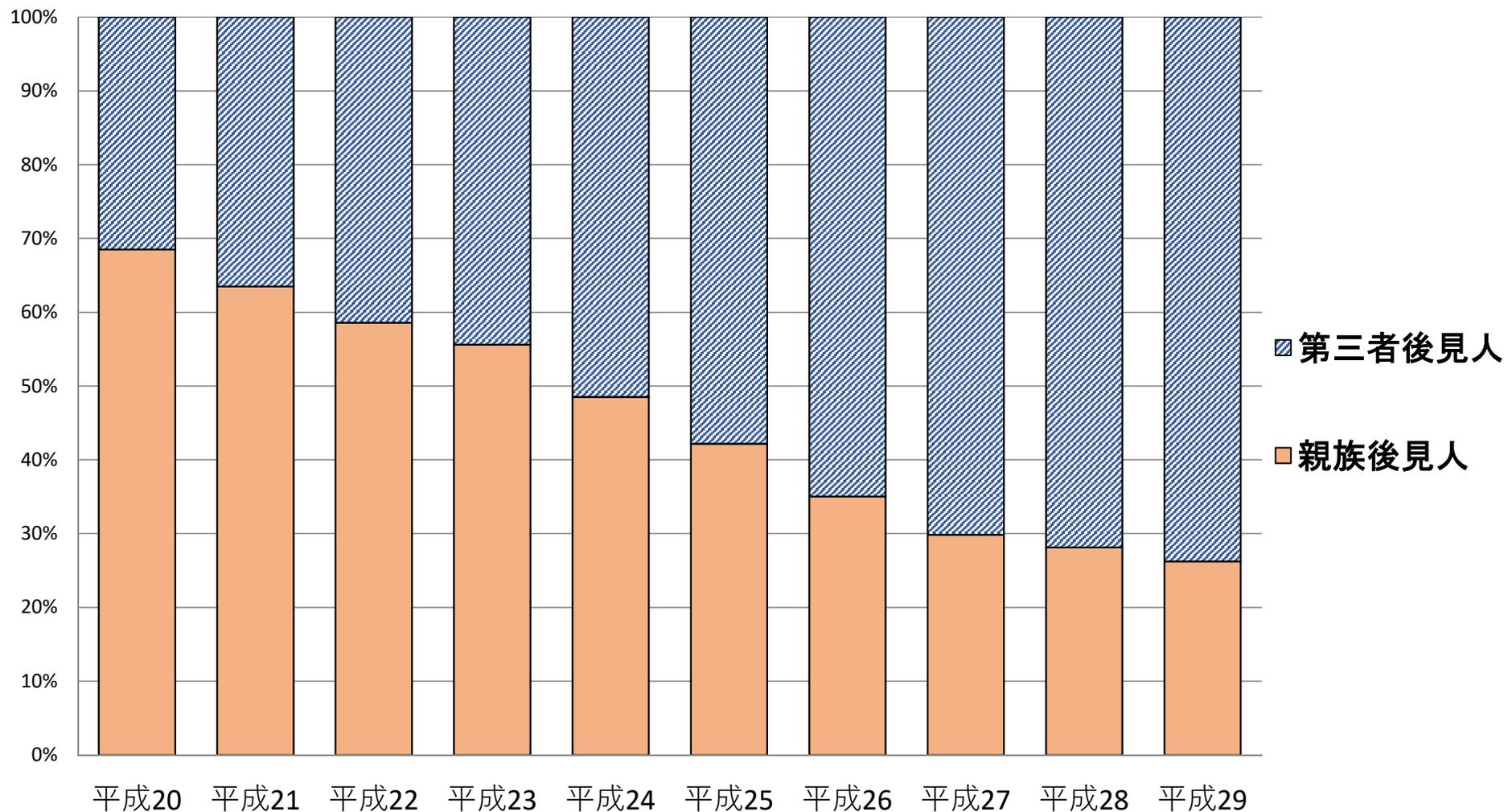
※1 後見制度支援信託は、平成24年2月1日に導入された。

※2 後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人数及び未成年被後見人数である。

最高裁判所事務総局家庭局作成資料

親族後見人の割合は低下し 第三者後見人の割合が上昇

成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合



後見支援信託の導入

最高裁判所発表 成年後見関係事件の概況よりまとめ

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 平成27年に鑑定を実施したものは全体の約9.6%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➤ 基本報酬

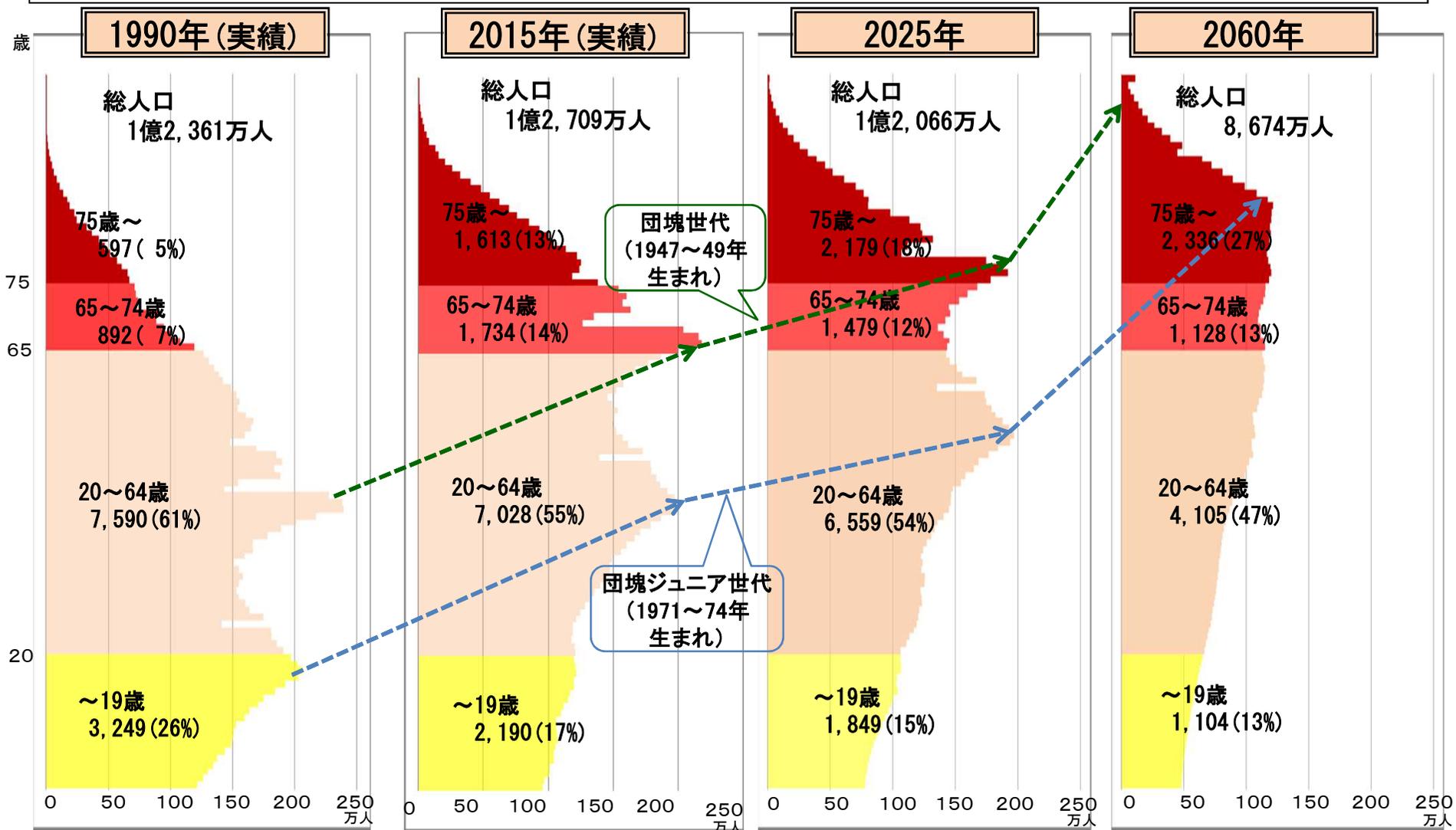
月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➤ 付加報酬

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

日本の人口ピラミッド (1990 - 2060)

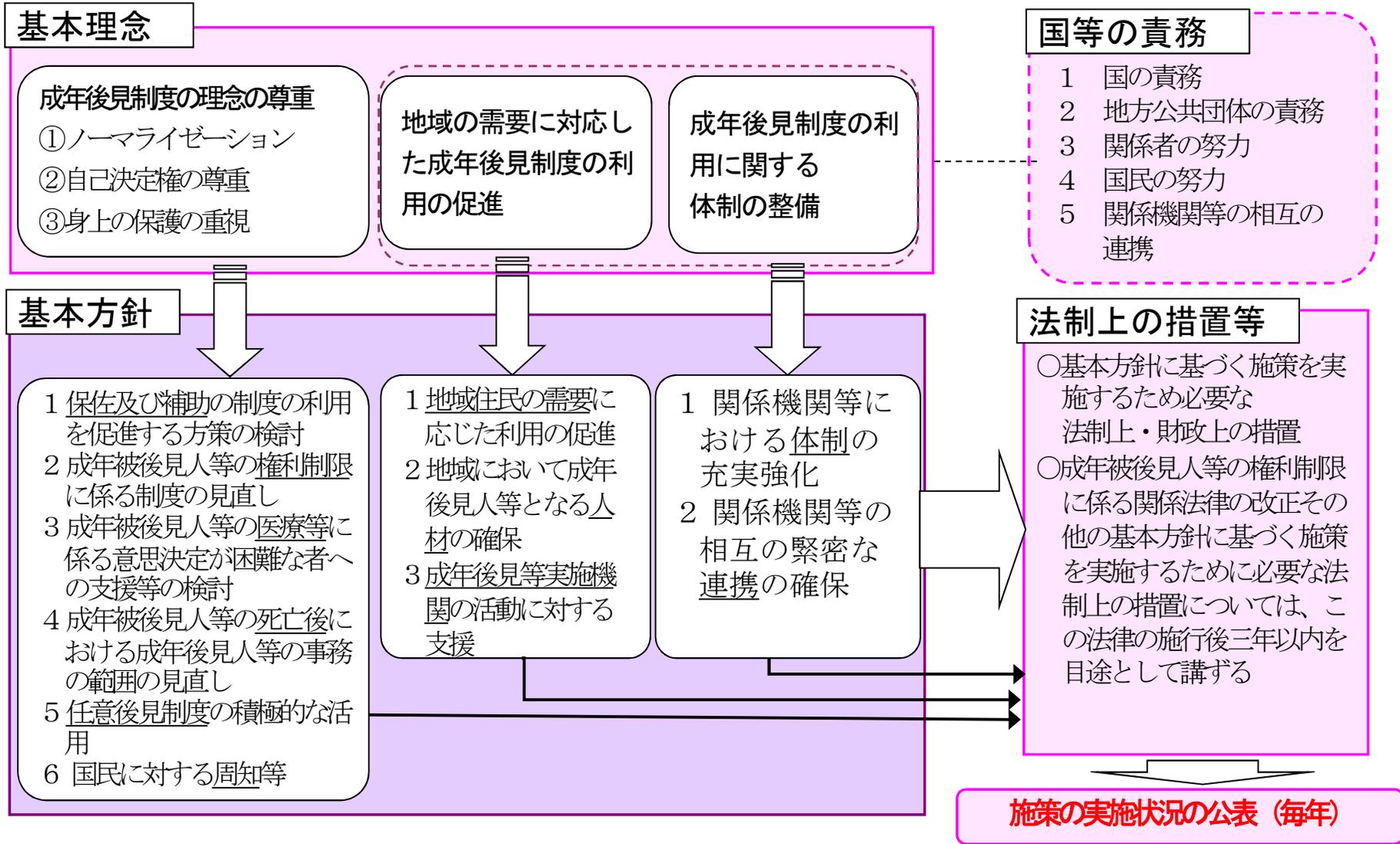
- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

成年後見制度の利用の促進に関する法律①

(平成28年4月13日公布、5月13日施行)



成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月13日公布、5月13日施行)

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

体制

成年後見制度利用促進会議

1 組織

会長：内閣総理大臣
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等

2 所掌事務

- ① 基本計画案の作成
- ② 関係行政機関の調整
- ③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

成年後見制度利用促進委員会

- 有識者で組織する。
- 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

意見

この法律の施行後2年以内の政令で定める日（H30.4.1）に、これらの組織を廃止し、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける（両会議の庶務は厚生労働省に）。

地方公共団体の措置

市町村の措置

- 国の基本計画を踏まえた計画の策定等
- 合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置

- 人材の育成
- 必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（H28.5.13）から施行する。

成年後見制度利用促進委員会における議論

①制度が十分に
知られていないの
では？

②親族などが
気軽に相談で
きる機関を設
置すべきで
は？

③本人に関する
情報が集約されず、
適切な支援（つな
ぎ）ができていない
のでは？

④財産管理だけ
ではなく、
身上監護や
福祉的な支援を
もっと重視すべ
きでは？



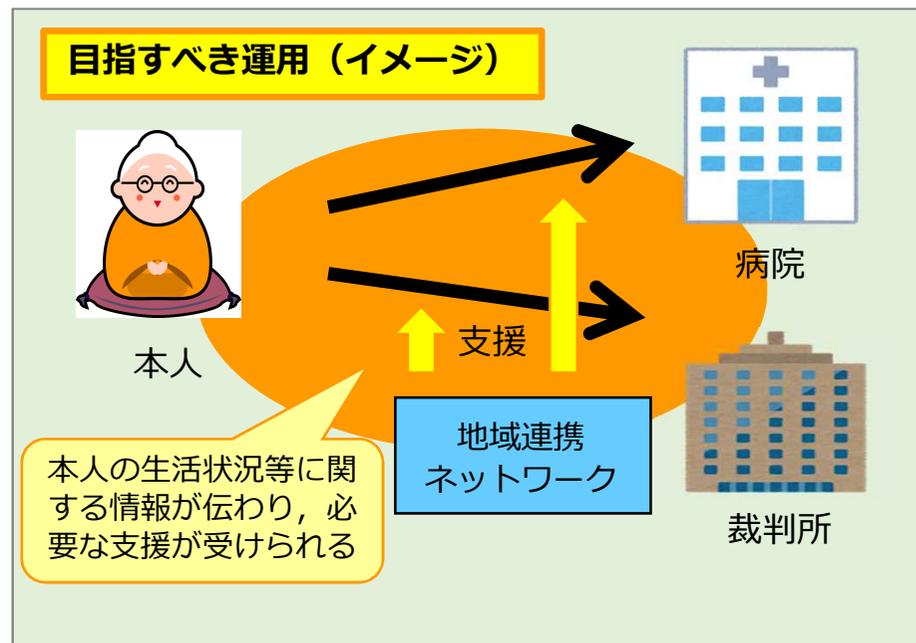
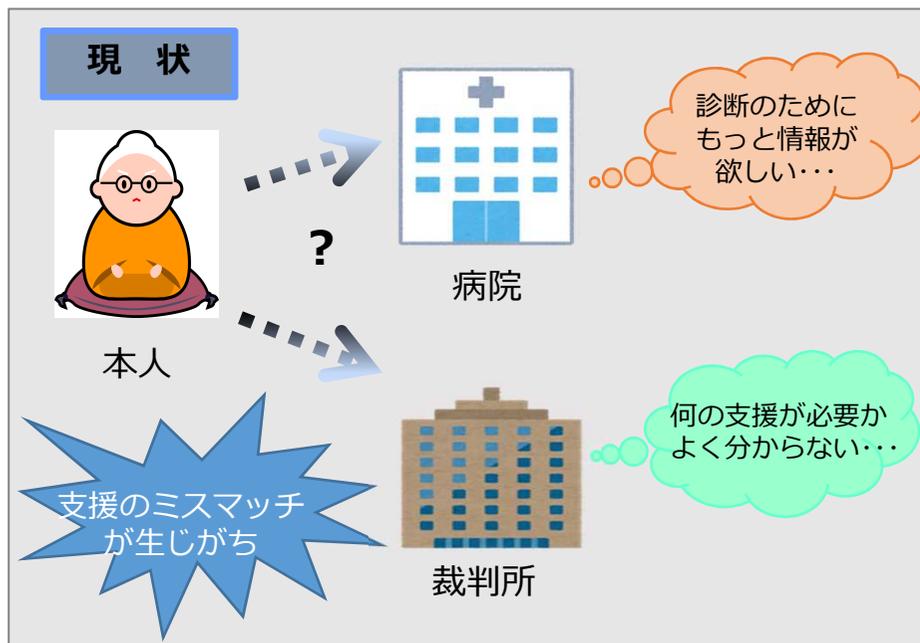
⑤後見開始後
も、親族後見人
や市民後見人が
継続的に支援を
受けられる体制
が必要では？

地域資源を活かす地域連携ネットワークと
その中核となる機関の必要性

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。



今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1~2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」、コーディネートを行う「中核機関(センター)」)の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討 ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

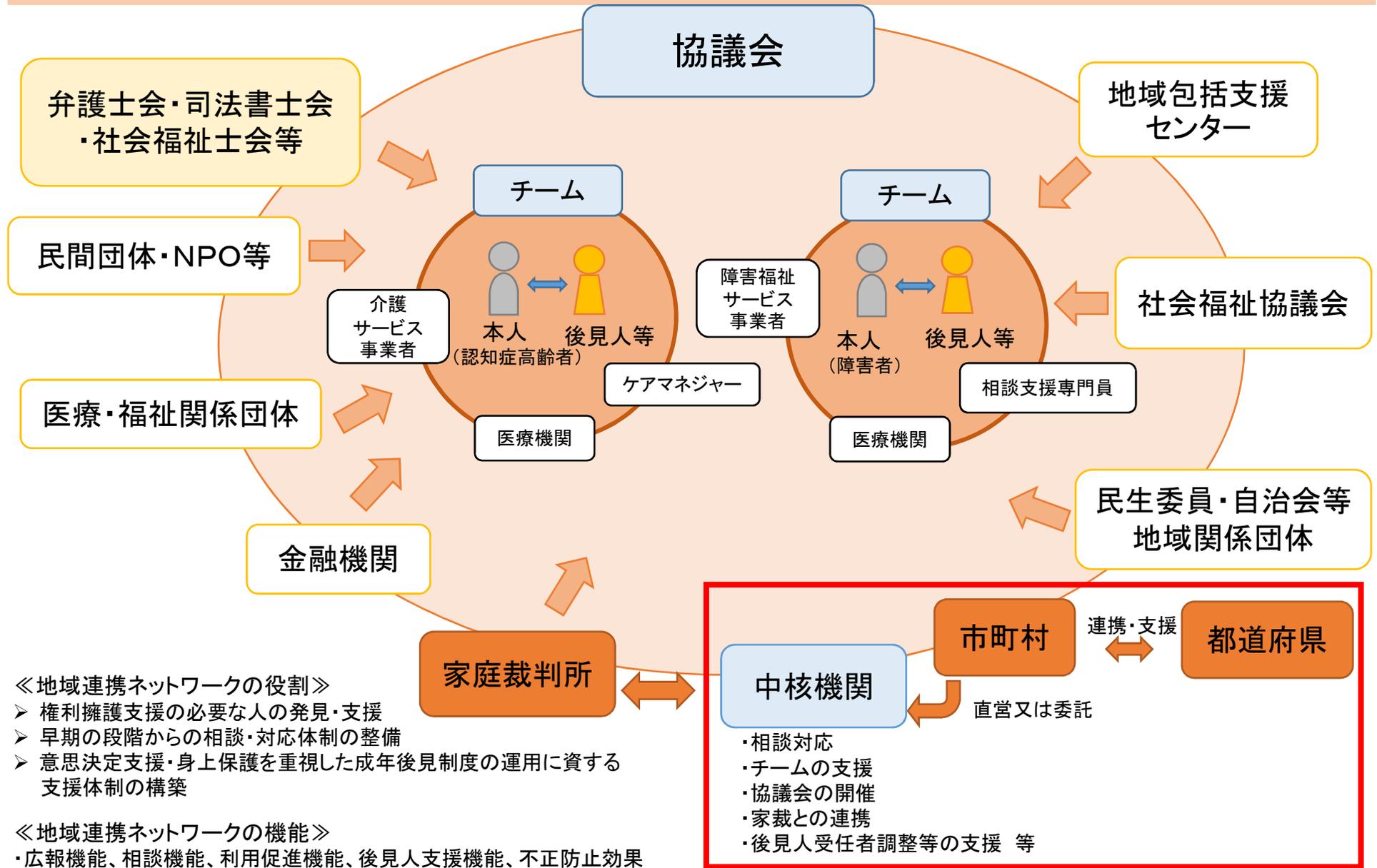
(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

地域連携ネットワークのイメージ



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月策定）を踏まえた取組の進捗について

＜平成30年6月現在＞

分類		担当府省等	主な取組状況等（H29. 3～H30. 6）	平成31年度（基本計画中間年度）に向けての対応予定
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知	法務省	・成年後見制度及び成年後見登記制度を国民に周知するためのパンフレット及びポスターの作成、インターネット広告の実施	・引き続き、作成したパンフレット、ポスター等により制度の周知を推進
		最高裁判所	・新たなパンフレットを作成し、制度を周知（H30. 3）	
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ	厚生労働省	・都道府県及び市町村向け説明会を開催し、計画策定を働きかけ ※なお、市町村計画作成費用について地方交付税措置（H30年度）	・市町村向け説明会の開催、ニュースレター等により、計画策定を支援 ・市町村計画策定に資する調査研究事業を実施予定（H30年度）
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	適切な後見人等の選任のための検討の促進	法務省、厚生労働省、最高裁判所	・最高裁において、成年後見制度利用促進基本計画の趣旨を踏まえた後見人等の選任の在り方について検討 ・厚労省において、ネットワーク構築等の体制整備に関する研究事業により「中核機関の設置運営の手引き」を作成し、中核機関に期待される後見人候補者の推薦等の役割を明確化（H30. 3）	・最高裁において、現場の運用状況等を踏まえて専門職団体との間で選任の在り方について検討 ・厚労省において、市町村向け説明会の開催、ニュースレター等により、中核機関の設置を支援
	診断書の在り方等の検討	最高裁判所	・診断書の見直しに向け、医師、当事者等の関係者団体からヒアリングを実施（H29. 8）	・診断書の見直しを実施（H31年度めど）
	高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	厚生労働省	・「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」の作成（H29. 3） ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（案）の作成（H30. 3）	・「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」において、意思決定支援ガイドライン普及のための研修カリキュラムを策定し、モデル研修を実施予定（H30年度） ・「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」に係る事例集及び研修のあり方等について、研究事業を実施予定（H30年度）
IV 地域連携ネットワークづくり	市町村による中核機関の設置	厚生労働省	・ネットワーク構築等の体制整備に関する研究事業により「中核機関の設置運営の手引き」を作成（H30. 3） ※なお、市町村における中核機関の設置運営に要する費用について地方交付税措置（H30年度）	・中核機関職員向けの研修プログラム等について調査研究事業を実施予定（H30年度） ・自治体向け説明会やニュースレター等により、中核機関の設置を支援
	地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進		・社会福祉協議会や地域包括支援センター等の相談機関やネットワークの構築などの体制整備に係る補助事業を創設（H29年度）	
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	金融機関における自主的取組のための検討の促進等	法務省、金融庁、最高裁判所	・金融機関等及び関係省庁等による成年後見における預貯金管理に関する勉強会を実施（H29. 6～H30. 3）	・勉強会報告書を踏まえ、各金融機関において自主的な取組を開始 ・より効率的な不正防止のあり方の検討に向けた取組状況の把握
	取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の検討			
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場の関係者の参考となる考え方の整理	厚生労働省	・医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究事業を実施（H29年度）	・医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究事業を実施（H30年度）
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等（目途：31年5月まで）	内閣府	・成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）の見直しについて188の法律を対象に改正法案を提出（H30. 3）	・法案が成立した場合、関係省庁において、改正法の円滑な施行及び法律に基づかない欠格条項（政省令等）の見直し等 ・法務省において、会社法、一般社団・財団法人法における欠格条項の見直しに向けた検討

平成30年6月21日促進会議を持ち回り開催、7月2日第1回専門家会議を開催し、上記の進捗状況を報告

「利用促進」とは？①

○推進し、達成されるべきこと:

判断能力の問題により、自分らしい生活を送るうえで大切なことを決め・主張し・実現できない高齢者・障害者の「権利擁護」と「意思決定支援」

※ 成年後見制度（法定後見、任意後見）は、そのための
選択肢・手段

（促進法第1条）この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

「利用促進」とは？②

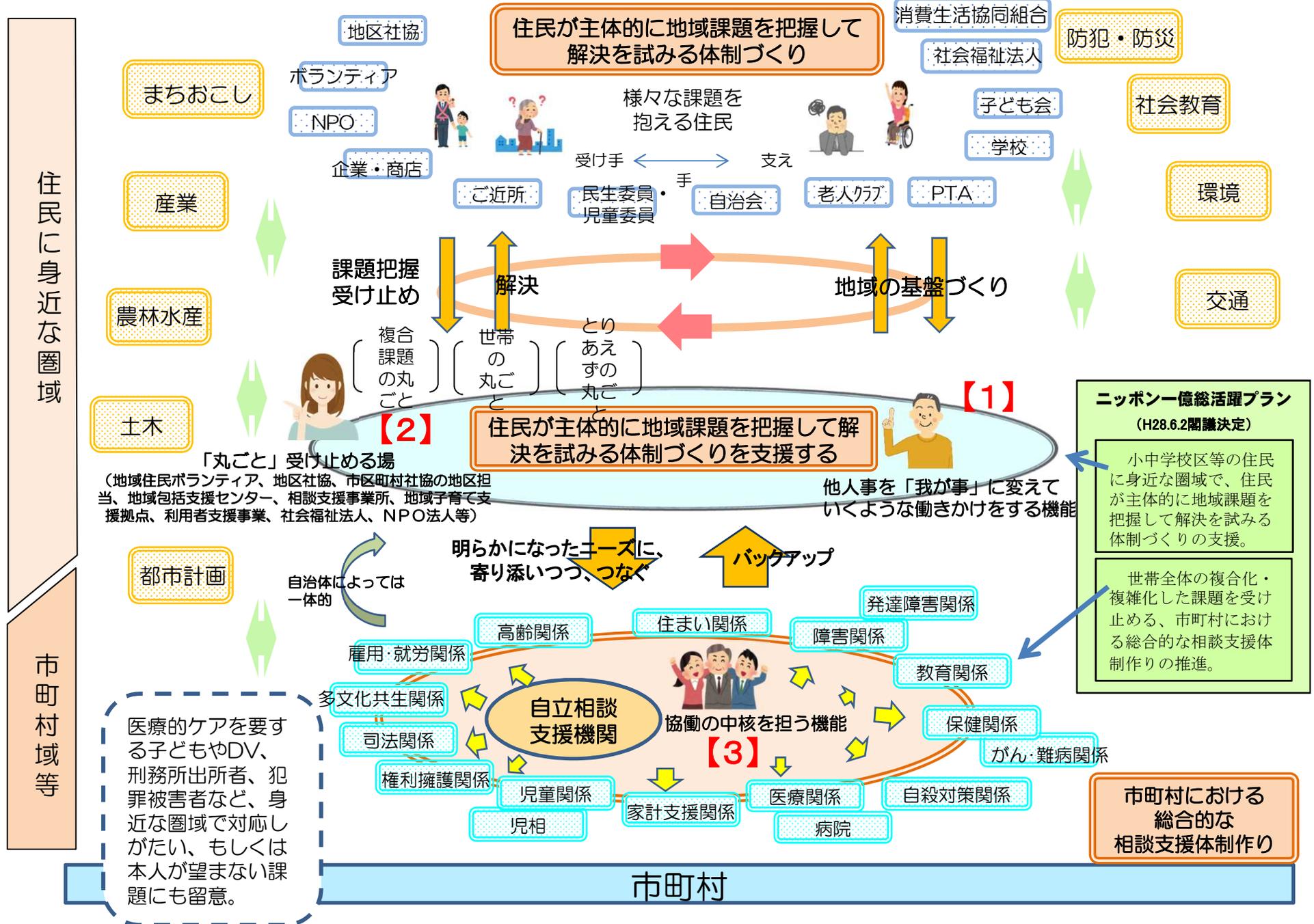
○重視していただきたい視点：

- ・「権利擁護」の光が届かないケースへの対応強化を図るには？
- ・成年後見制度を「利用すべき人が利用できる」ため、また「利用者がメリットを実感できる」ため、地域福祉と自治体がなすべきことは？

○権利擁護支援の「地域連携ネットワーク」が目指すもの：

- ・ 発見⇒相談（早期対応から専門相談までのつなぎ）
⇒ニーズの精査
⇒必要な人に必要な支援（見守りであったり、法定後見であったり）が行き届くような地域づくり
- ・ 全国どこに住んでいても、契約取消・代理といった保護が求められる人には、成年後見制度が利用できること
（「基本計画」の「施策目標」に明示）

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



「成年後見制度利用促進基本計画」の守備範囲

◎成年後見制度

○法定後見制度

※裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」を選任

- 後見
- 保佐
- 補助

○任意後見制度

※裁判所が「任意後見監督人」を選任

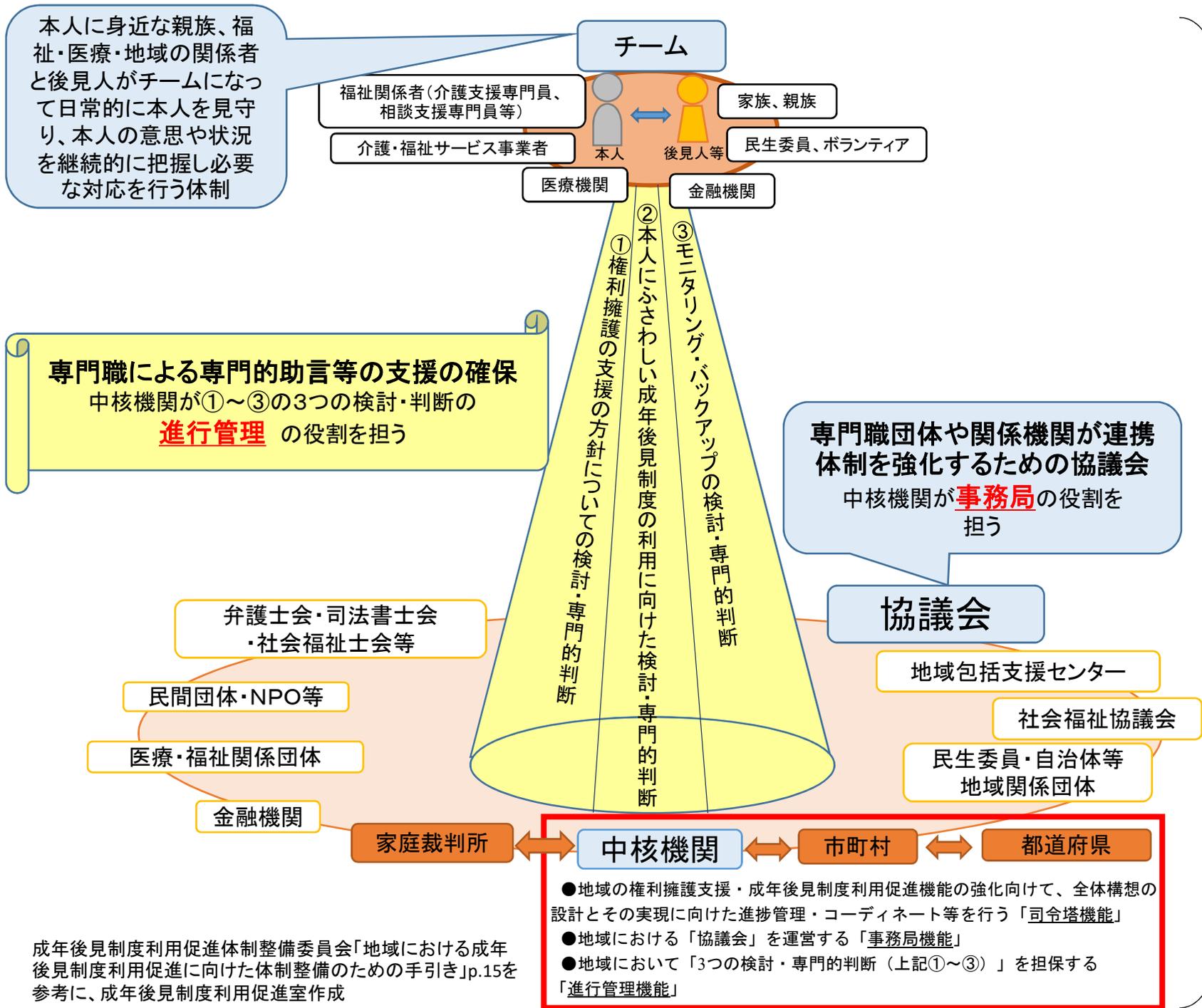
(誰を「任意後見人」にするかは「本人」(被後見人)が決定)

◎後見的支援、権利擁護支援活動

(様々な生活支援活動、見守りなど)

3 権利擁護支援の地域連携ネットワーク の中核機関について

権利擁護支援の 地域連携ネットワーク

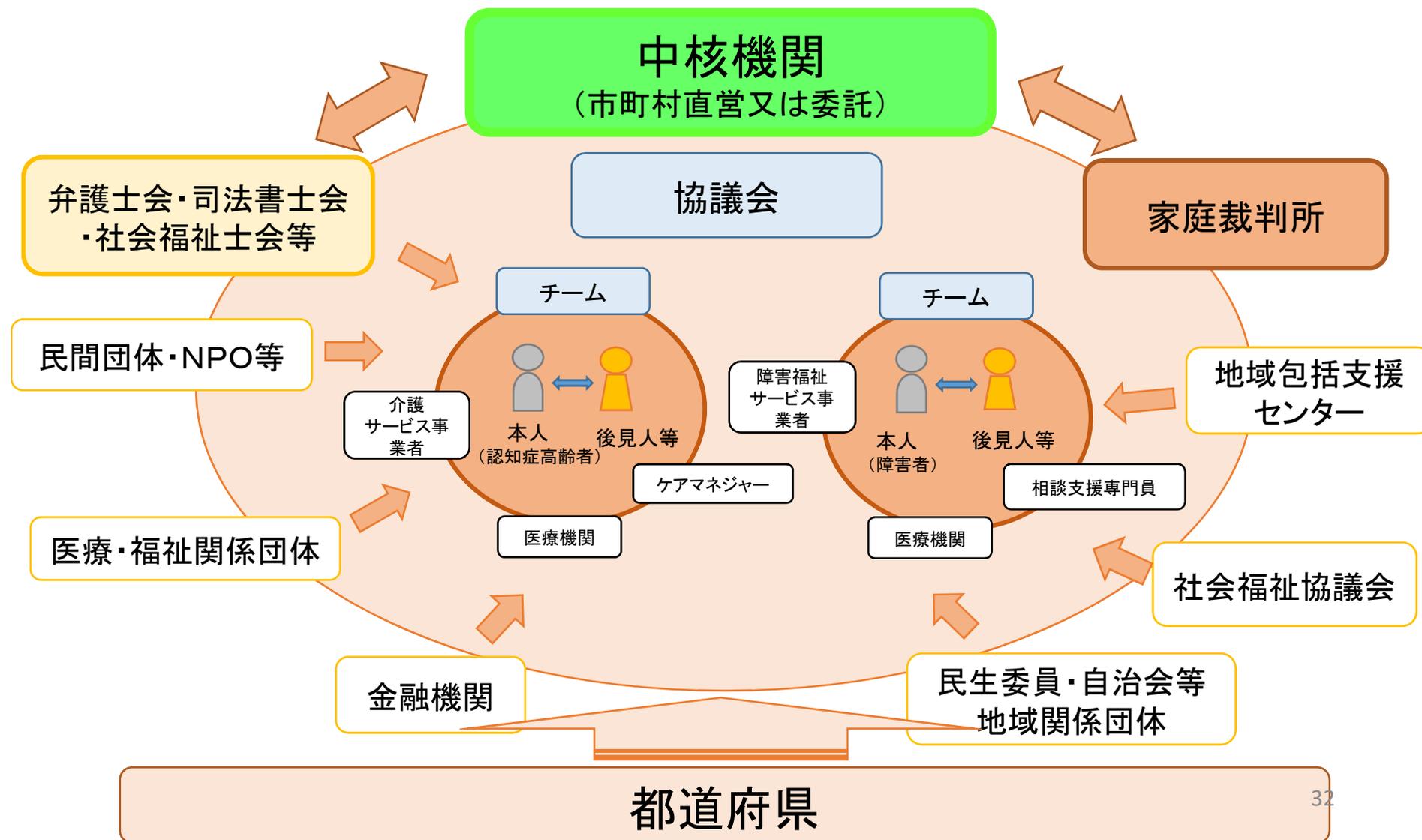


成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組み
 ※中核機関が全体構想の設計・実現の司令塔の役割を担う

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.15を参考に、成年後見制度利用促進室作成

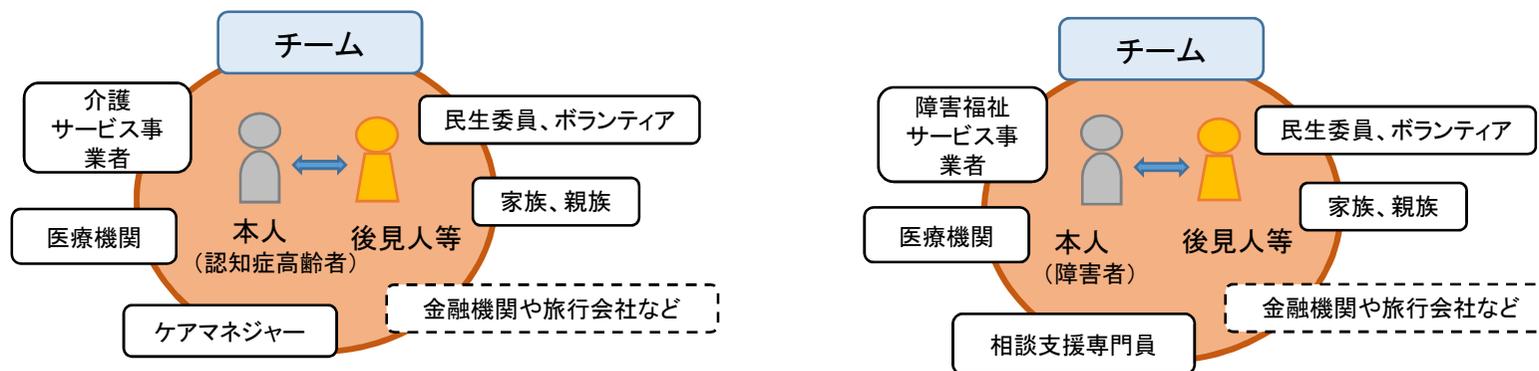
地域連携ネットワークを構築する

=実務的には、協議会の設置＋
地域連携ネットワークの中核となる機関の指定や設置



「チーム」とは？

= 既存のチームに後見人が参加するなど



内容：本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人が**チーム**となって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

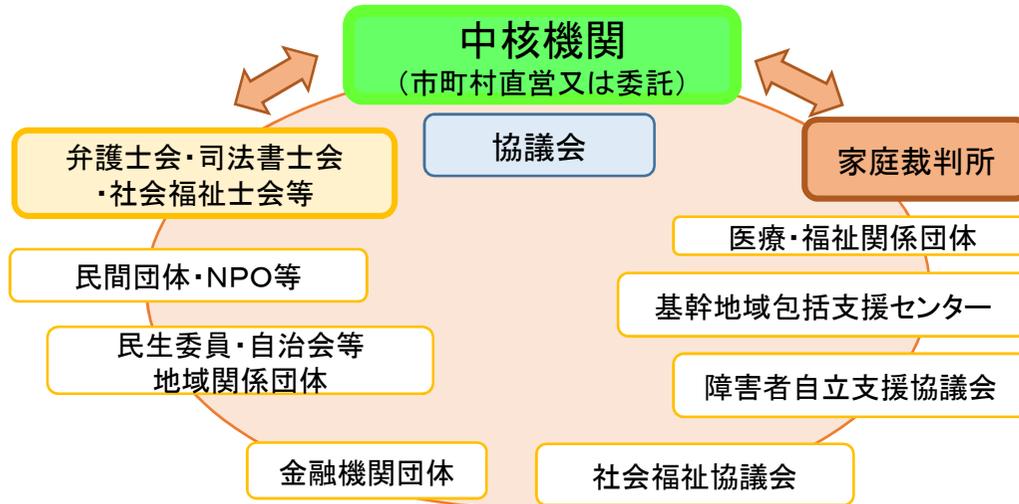
メンバー例：ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、家族・親族、民生委員、金融機関、市町村窓口、専門職

エリア：日常生活圏域など

「協議会」とは？

＝他の福祉部門の類似の協議会等の権利擁護版
家庭裁判所や三士会等をメンバーに

イメージ



内容：後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体

メンバー例：上記の絵は一例。地域の事情を踏まえ追加（例:商工会や警察など）

エリア：自治体圏域～広域圏域

チームを支援する体制、連携強化を協議する協議会の実態

基本計画p.11

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

○ 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。

○ このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

定例の受任調整
等の検討会議

+

地域課題の検
討・調整・解決の
ための会議

地域連携ネットワーク・中核機関の機能について

4つの機能

- ① 広報
- ② 相談
- ③ 成年後見制度利用促進
受任者調整、市民後見人等の育成等
- ④ 後見人支援

ポイント

- 1つの機関だけで全ての機能を担う必要はない。複数の機関で分担するなど、地域の実情に応じて整備
- 「成年後見センター」等の既存機関の活用
- まずは①広報②相談から。「小さく生んで大きく育てる」

機能(①広報)について

①広報

○ そもそも制度を知らなければ、申立てや相談につながらない

⇒ 住民への講演会、セミナー等により、成年後見制度のことを知ってもらう

⇒ 制度のメリット・デメリット、他の権利擁護支援の方法なども踏まえた適切な周知

○ 権利擁護支援に携わる職員における理解

⇒ 相談を受ける職員に知識がなければ、後見ニーズを適切に把握して対応することが困難

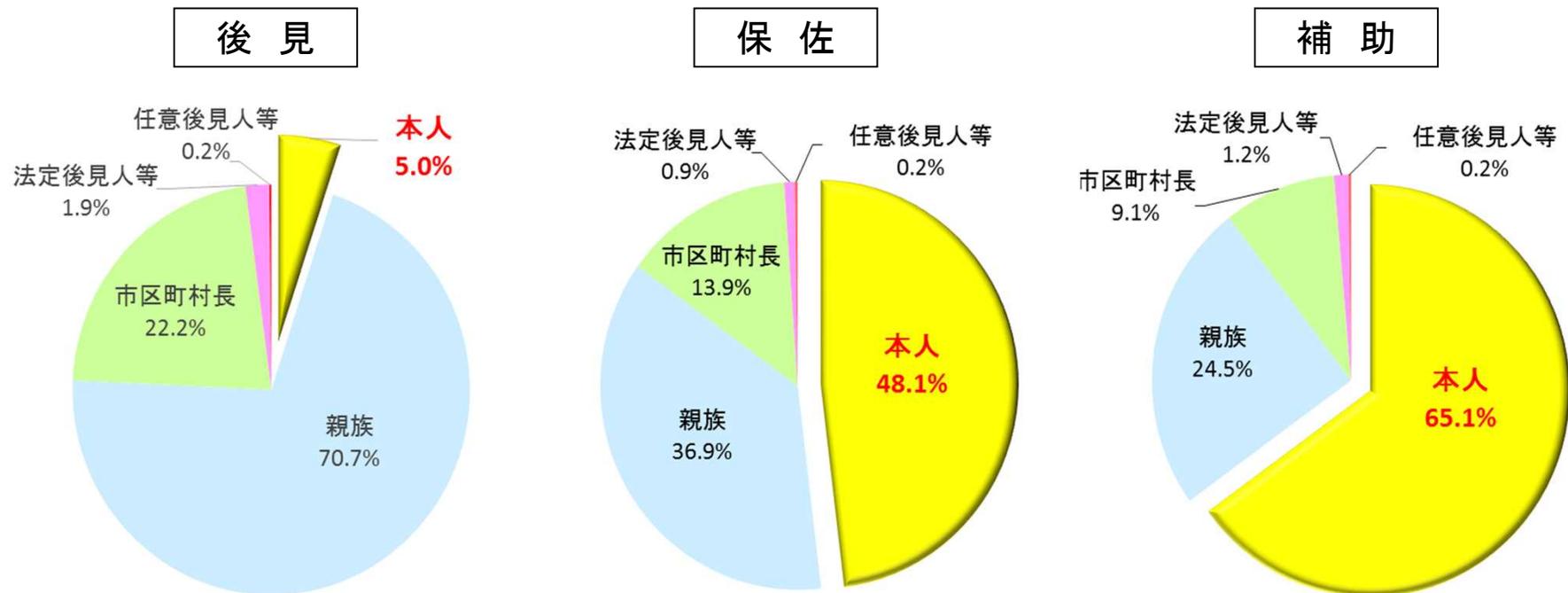
⇒ 職員向け研修等の重要性

機能(①広報)について

○ 保佐・補助では本人申立てが多い

⇒ 本人の理解がカギ

申立人と本人との関係別割合(平成29年)



相談機能 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

現状

重大な契約行為
がされていない
かも

預金が引き出せない

滞納？
消費者被害？

成年後見と
言われた

福祉関係者(介護支援
専門員、相談支援専
門員等)

家族、親族

本人

民生委員、ボランティア

介護・福祉サービス事業者

医療機関

金融機関

どうしていいか
分からない
何とかしなきゃ

成年後見制度の必要性に
気づけない
制度利用につなげない

本当に成年後見
制度が必要なの
かどうかの精査
がないままに行
われる申立支援

重大な権利侵害の状態に
なったからの事後的 対応
支援者にとって都合のいい
サービス選択
支援者のバーンアウト

メリットが実感できない制度利用
と制度への不満
制度利用前の生活との分断

目指すべき姿

重大な契約行為
がされていない
かも

預金が引き出せない

滞納？
消費者被害？

成年後見と
言われた

福祉関係者(介護支援
専門員、相談支援専
門員等)

家族、親族

本人

民生委員、ボランティア

介護・福祉サービス事業者

医療機関

金融機関

これは成年後見制度の活用
が必要なのかも

相談

必要に応じて
専門的助言

既存の仕組みを使いながら相談
を受け、検討する

総合相談の窓口と連動した権利擁護支援のニーズキャッチ
権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

成年後見制度以外の対応が適切
に判断された場合も、必要な支援
の検討を続ける

必要な支援ニーズを見落とさず、
適切な成年後見制度の活用へ進
むことができる

機能(②相談)について

○ 中核機関が定例の検討会議を実施

⇒ 市町村、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、ケアマネ等が事例を提出、権利擁護支援について協議

○ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所等がケース検討会議を開催

⇒ 中核機関も参加、権利擁護支援について協議

★こうした検討の場への法律専門職の派遣等



制度の利用が必要な人を適切に利用につなげる

機能(②相談)について

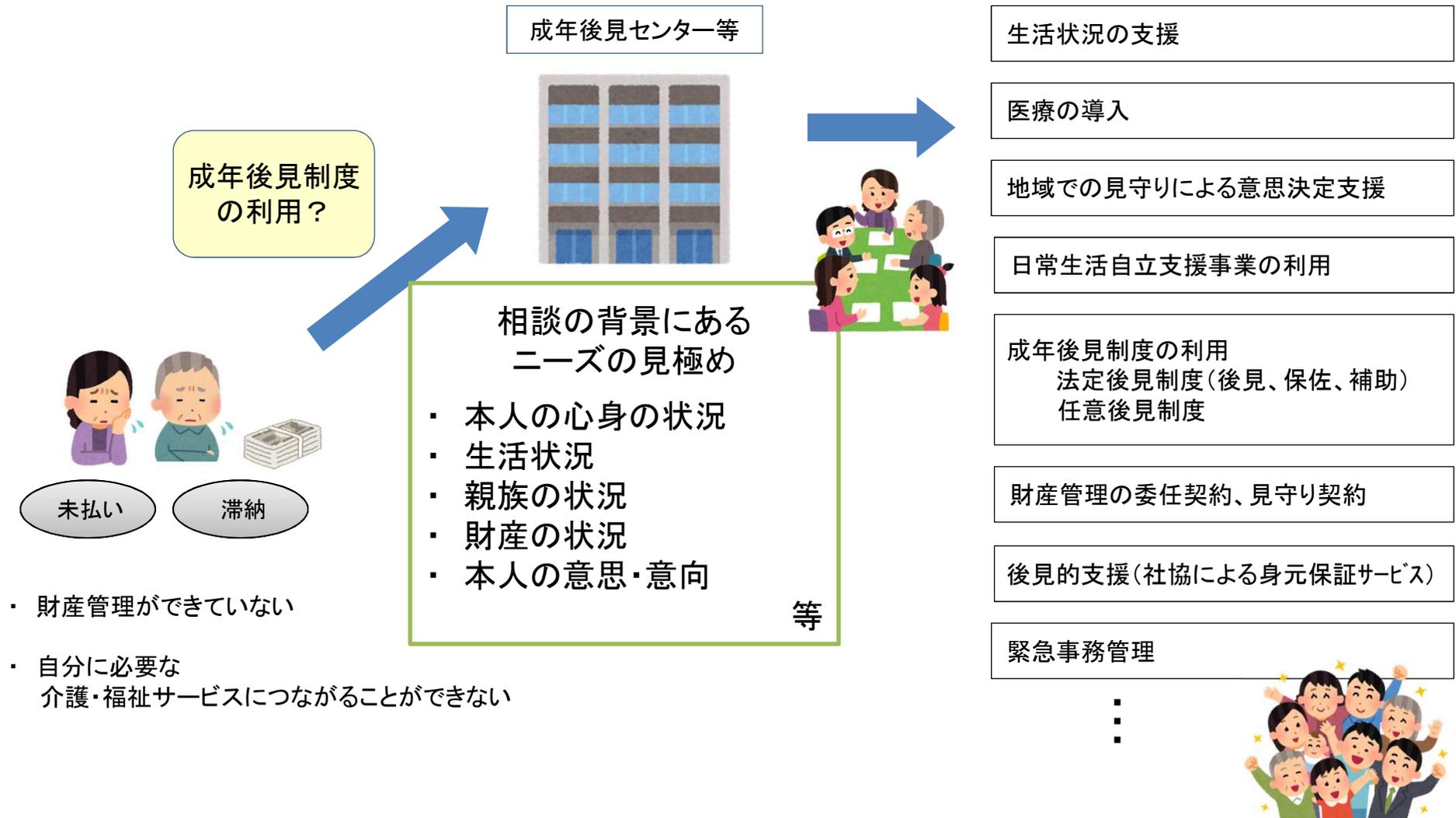
○ 本人の意思や状態、抱えている課題の内容、各制度・サービスのメリット・デメリット等を踏まえ、適切な支援方法を判断

(参考) 権利擁護支援・財産管理に関する制度・サービスの一例

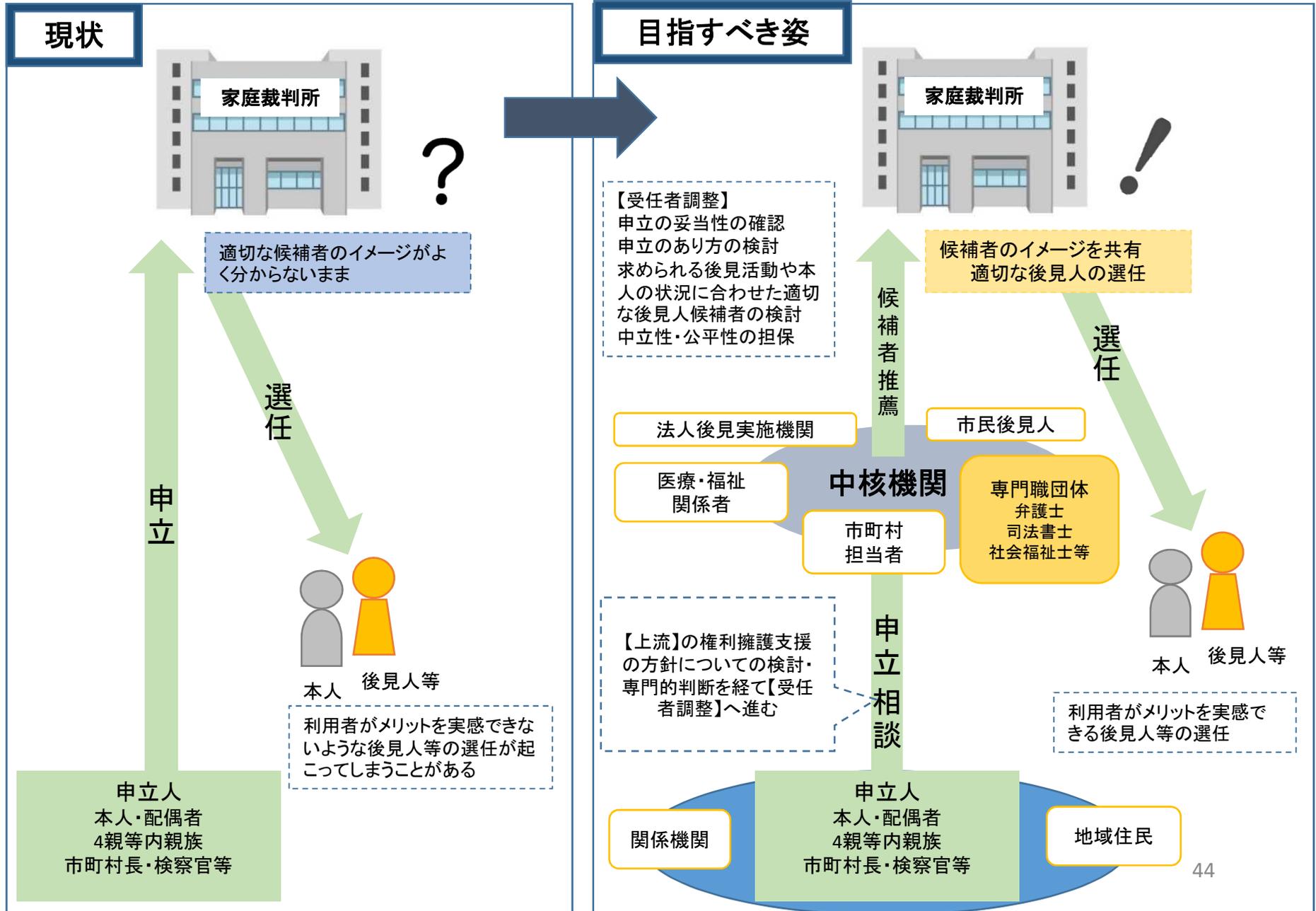
	法定後見			任意後見	日常生活自立支援事業	家族信託
	後見	保佐	補助			
制度の概要	認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人について、その権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度			判断能力があるうちに、将来、判断能力が低下したときに後見人となる者やその権限を契約で決めておく制度	契約に基づき、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、書類預かりといった援助を行う制度	特定の目的に従い、資産を信頼できる家族に託し(信託契約を締結)、その管理・処分を任せる仕組み
本人の判断能力	欠ける常況にある	著しく不十分	不十分	契約締結に足りる程度の判断能力が必要	契約締結に足りる程度の判断能力が必要	契約締結に足りる程度の判断能力が必要
取消権(同意権)	原則として全ての法律行為	・民法所定の行為 ・申立により裁判所が定める行為	申立により裁判所が定める行為	なし	なし	なし
代理権	原則として全ての法律行為	申立により裁判所が定める行為	申立により裁判所が定める行為	任意後見契約において自由に設定可	なし	なし
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が低下して契約締結能力がなくなった場合は、契約ベースの制度は利用できないが、法定後見は利用可能 ○代理権のある後見人に財産管理や身上保護のための法律行為を委ねることができる。 ○取消権があるため、消費者被害や詐欺被害にも対応可 ○専門職後見人等が選任された場合には報酬負担あり。 ○後見人は適切と考えられる者を家裁が選任するため、利用者が希望する者が選任されるとは限らない。 			<ul style="list-style-type: none"> ○希望する者を後見人として財産管理や身上保護を委ねることができる(無償も可)。 ○効力発生に監督人の選任が必須であり、その報酬負担が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者は社協であり、比較的低廉な料金で利用できる。 ○通帳の管理や預貯金の払戻といった財産管理面についてもある程度の支援を受けることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○希望する者に財産管理を委ねられ、将来的な判断能力の低下にも備えられるが、身上監護面は対象外 ○信託すべき財産のない人や身寄りのない人は利用困難

成年後見センター等における相談機能のポイント

成年後見センターに寄せられる相談は、財産管理に関するものが多いが、その背景に潜む、様々な生活課題にアプローチすることが必要



成年後見制度利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



受任調整に求められている要素

利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任

申立の妥当性
申立のあり方

求められる後見業務の想定
適切な後見人は？

本人とのマッチング

申立が必要なケースか？
その場合、適切な申立人、
類型は？
申立以外に、早急に必要
な支援や情報収集は？

親族後見は？
市民後見人、法人後見
専門職後見人だとすれば、
必要な専門性は？
・弁護士
・司法書士
・社会福祉士
性別や年代は？

等

本人との相性の確認

後見の受け皿が豊富な場合は、
申立前に候補予定者と顔合わせ
を行い、本人が納得した場合に候
補者として申立をしている場合も
ある

中核機関が専門職団体に推薦依頼をす
るパターンや、中核機関が名簿をもっ
ているパターンがある

家庭裁判所への推薦規定は 24年・25年の法改正で追加

老人福祉法（抜粋）

（後見等に係る体制の整備等）

第32条の2 **市町村は**、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、**後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置**を講ずるよう努めなければならない。

2 **都道府県は**、市町村と協力して**後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため**、前項に規定する措置の実施に関し**助言その他の援助**を行うように努めなければならない。

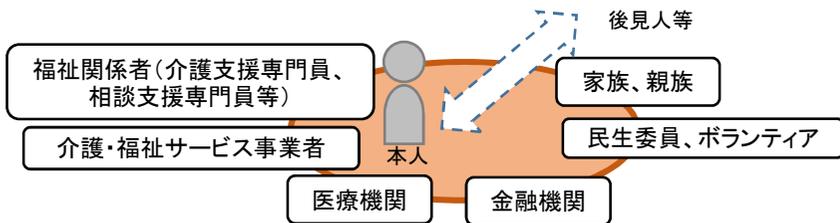
※ 知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり。

後見人支援機能 モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

現状

本人と後見人等の関係がうまくいかな
なくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

どうしていいかわからない
誰にも相談できない



本人の判断能力が回復しない限り、後見等が
継続する
本人等と後見人等との間に信頼関係が形成さ
れていないという情報が、家裁にきちんと伝わ
らない
後見人等に不正な行為等の任務に適しない事
由がない限り、後見人等が解任されない

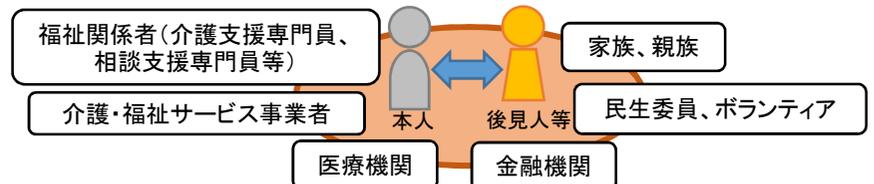
メリットが実感できない制度利用と制度への不満
制度利用前の生活との分断
本人の意思決定支援や身上保護が重視されない後見活
動の結果的な継続
本人の権利擁護が適切に行われない状態の継続

目指すべき姿

本人を後見人等とともに支える「チーム」による
対応

本人と後見人等の関係がうまくいかな
なくなっている場合
相当期間が経過した後も、本人や本
人を支える家族等と後見人等との間に
信頼関係が形成されていない場合

他の支援体制への切替え
が望ましいと考えられる場
合



チーム支援やモニ
タリングの適切性
の検討
不正可能性や後
見人等の交代につ
いての検討



必要に応じて
情報共有
新しい候補者の推薦等

利用者がメリットを
実感できる成年後
見制度の利用
47

必要に応じて
交代、類型変更等

機能④(後見人支援)について

○ 既存の会議(サービス担当者会議など)の活用など

- ★後見人とチーム・メンバーとの顔合わせを支援
- ★チーム・メンバーの協働、本人への適切な支援を担保
- ★家庭裁判所との情報共有(新たな候補者の推薦等を含む)

⇒ チームによる支援の適正化

⇒ 家裁の適切な監督・権限行使(後見人の交代、類型変更、権限変更等)



利用者がメリットを実感できる制度利用の継続

4 体制整備と 市町村計画の策定

体制整備の方法について

中核機関の設置・運営主体

○ 市町村による直営or委託

- ・ 市町村の福祉部局が有する個人情報を基に業務が行われること
- ・ 首長申立等の市町村権限を發揮する必要性
- ・ 地域の幅広い関係者の連携を調整する必要性
- ・ 業務の中立性・公平性の確保、業務の継続性に対応する能力
- ・ 「成年後見支援センター」等の既存の機関・資源の活用

体制整備の方法について

中核機関の設置区域

○ 単独or広域

- 人口規模
- 行政の圏域（保健福祉等の連携経験が蓄積されているエリア）
- 家庭裁判所の管轄（円滑な連携）
- 後見ニーズと供給体制のバランス
- 担いうる組織の存在（社協、NPO、自治体、新規立ち上げ等）
- 必要経費（センターに必要な人員数、その人件費、事務所費等）

★広域設置のメリット

- 複数自治体で費用負担、より少ない予算で取組の利益を享受
- 市民後見人育成等の事業を一定以上の規模で実施でき、効率的
- 後見人の担い手や職員等の人材不足に対応しやすい

体制整備の方法について

体制整備のポイント

○ 中核機関の設置については、人員配置要件など、具体的な要件なし(市町村による意思決定)

○ 「小さく生んで大きく育てる」

★ 「全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整える」との観点からは、まずは一刻も早く中核機関等の体制整備を進めることが急務

★ 条例、市町村計画に位置付けられなくともよい

★ まずは、①広報、②相談

体制整備の方法について

○ 現存の地域資源を最大限、活用

- ★ 成年後見制度に関する業務を取り扱う機関・団体があり、
中核機関の機能を一部有している場合

(※例えば、成年後見制度に関する広報、相談を実施等)

⇒ 中核機関に指定した上、順次、機能を拡充

※ 更に機能を拡充した上、中核機関に指定

- ★ そうした機関・団体がない場合

⇒ 近隣にあれば広域を模索、なければ広域or単独で新規設

置(★初めから全ての機能を備える必要はない。①広報、

②相談から始め、順次、拡充を)

体制整備の方法について

○ 地域における適切な役割分担

★ 地域連携ネットワーク・中核機関の機能

⇒ 1つの機関だけで担う必要はない。複数の機関で適切に役割分担

⇒ 一部の機能だけ広域で実施することも

(例)

- 広報・相談・後見人支援については当該地域において単独で行うが、受任調整(マッチング)については広域で行う
- 市民後見人の育成についてのみ社協に委託

体制整備の方法について

○ 実際、どのようにして体制整備を推進していくか

- ★ 他の地域における取組を知り、模範とする（講師として招く、現地を視察する等）

※ 人口規模、財政状況、従前の取組状況等から「似ている」地域を。

- ★ まずは地域の関係者で「勉強会」「意見交換会」等を立ち上げる

※ 行政、社協、三士会等の専門職、福祉・医療関係者、家裁等

- ★ 市町村計画の策定を先行させることとし、そのプロセスを通じて、関係者との連携体制を構築する

ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示（概要）

権利擁護、成年後見センター的機能を担う機関の有無

自治体内にある

ない、わからない

対象となる機関・有している機能の確認

近隣市、都道府県との情報共有交流（広域検討を含む）

広域での中核機関候補の確認・検討

庁内での中核機関設立準備の開始

○当該機関は、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能を有しているか

該当する

機関あり

当該機関への依頼内容検討

- ・中核機関、ネットワーク、行政の役割分担
- ・単独／広域の整理
- ・ない機能をどう補うか

○近隣市町村に、中核機関候補が存在するか

⇒候補あり

- ・広域での設置可能性の検討（近隣市、都道府県の意向）

⇒候補なし

- ・要新設、単独 or 広域の検討（近隣市、都道府県との調整）

○既存機関の強化で対応できるか（新たに設置する必要があるか）

⇒既存活用の場合

- ・どのような機能強化が必要か

⇒新設の場合

- ・直営 or 委託（委託先）、単独 or 広域（近隣市、都道府県への確認・調整）

- ・市町村
- ・専門職団体
- ・後の協議会等メンバーと想定される機関等

庁内外での「中核機関設立準備会」等による協議

行政としての合意
所定の手続き

確実な推進のための担保

- ・市町村計画
- ・条例の制定
- ・審議会の設置

中核機関の設置（設置方法等合意）

市町村計画の策定について

- 地域連携ネットワーク・中核機関の整備に向けた推進力、実効力の担保
- 計画策定プロセスにおける関係者との連携、ネットワークの基盤づくり
- 市町村計画の策定支援のための調査研究事業
(市町村計画策定の「手引き」作成、平成30年度厚生労働省
社会福祉推進事業)
- 国基本計画 ⇒ 市町村計画に盛り込むべき事項

「市町村計画」に盛り込むべき事項 (成年後見制度利用促進基本計画から)

- 地域連携ネットワークの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的施策等を定める
 - 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- チーム・協議会・中核機関といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させる
- 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営、及びそれらの機能の段階的・計画的整備について定める
- 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とする
- 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方について

「市町村計画」のイメージ

1 ○○市(区町村)成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

2 現状と課題

3 今後の取組目標

(1) 当面の取組み(段階的に整備するものはその旨記載)

- ・ 広報、相談、受任者調整(市区町村申立を含む)、後見人支援
- ・ 研修、市民後見人養成
- ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の実施 など

(2) 取組みを実現するための具体的方法

- ・ 平成○年度に、△△に「○○市成年後見権利擁護センター(仮称)」を設置し、国基本計画における「中核機関」と位置づける。
- ・ 平成○年度に、「○○市成年後見制度利用促進等協議会」を設置する。事務局は○○センターとし、メンバーは別途定めるところによる。

4 評価

「○○市成年後見制度利用促進等協議会」等の意見を聴くものとする

ステップ3 中核機関設置検討のフロー 例示（概要）

権利擁護、成年後見センター的機能を担う機関の有無

自治体内にある

ない、わからない

対象となる機関・有している機能の確認

近隣市、都道府県との情報共有交流（広域検討を含む）

広域での中核機関候補の確認・検討

庁内での中核機関設立準備の開始

○当該機関は、①司令塔機能、②事務局機能、③進行管理機能を有しているか

該当する

機関あり

当該機関への依頼内容検討

- ・中核機関、ネットワーク、行政の役割分担
- ・単独／広域の整理
- ・ない機能をどう補うか

○近隣市町村に、中核機関候補が存在するか

⇒候補あり

- ・広域での設置可能性の検討（近隣市、都道府県の意向）

⇒候補なし

- ・要新設、単独 or 広域の検討（近隣市、都道府県との調整）

○既存機関の強化で対応できるか（新たに設置する必要があるか）

⇒既存活用の場合

- ・どのような機能強化が必要か

⇒新設の場合

- ・直営 or 委託（委託先）、単独 or 広域（近隣市、都道府県への確認・調整）

- ・市町村
- ・専門職団体
- ・後の協議会等メンバーと想定される機関等

庁内外での「中核機関設立準備会」等による協議

行政としての合意
所定の手続き

確実な推進のための担保

- ・市町村計画
- ・条例の制定
- ・審議会の設置

中核機関の設置（設置方法等合意）

中核機関設置の必要性の「見える化」例

A ニーズ調査

判断能力の低下があり、成年後見制度の利用が必要になる可能性がある人（成年後見制度利用に関する潜在ニーズ）の数の把握

B 受け皿調査

その地域の後見事案を受任できる受け皿の把握

C 体制把握

権利擁護支援を担っている体制の現状把握

ニュースレター第7号のQ & Aで、詳しく解説をしています。

A B Cのすべてを必ず行わなければならないわけではなく、地域によってBを明らかにするだけで十分取組が開始できるところもあるようです。

地域の実情に合わせた柔軟な形で、調査のあり方を考えることができます。



ニーズ調査の項目例

- 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。
- 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。
- 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。
- 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。
- 本人の判断能力が不十分であるにもかかわらず、管理すべき財産が多額(おおよそ1000万円以上)である。
- 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。
- 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。

下記の報告書も、WEB上に載せられており、参考になります。

・神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部「成年後見制度に関する実態把握調査報告書」

・東北弁護士会連合会、青森県弁護士会「東北地方における成年後見制度利用促進のための課題と対策」



都道府県の役割(市町村への広域的支援)

全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるように、都道府県は管内市町村全体の体制整備推進の主導的な役割を担う。

(中核機関整備・市町村計画策定に向けた支援)

管内市町村の
体制整備状況
の把握

家庭裁判所や県社会福祉協議会、専門職団体等との
打ち合わせ

市町村向け会議の開催等

(管内市町村の取組状況の共有、都道府県全体の取組方針の伝達等)

中核機関整備や市町村計画策定に向けた具体的検討

家裁支部単位
での連絡会議
の開催

広域設置が
考えられる
自治体間での
勉強会開催

検討が進まない自治体への
個別の助言・
指導

※ 家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体等と連携

※ 連絡会議への参加等により、検討状況を継続的に把握し、中核機関整備や市町村計画策定に向けた必要な助言等を実施

(その他の広域的支援)

市町村や中核機関
への専門的助言
(家裁や専門職団体
との連携を含む)

担い手確保や市町村
職員等の資質向上

市民後
見人の
養成
推進

法人後
見の立
ち上げ
推進

市町村職員や
中核機関職員等
の研修

平成30年度社会福祉推進事業(成年後見制度利用促進関係)

	重点事業 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業	一般事業 成年後見制度の利用促進に資する調査研究事業	
事業内容	成年後見制度利用促進計画に基づき各自治体にて構築される地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能に関する調査研究を行い、 各自治体において参考となる基礎的資料 を提示する。	国の成年後見制度促進基本計画に基づき、 市町村において定める基本計画の策定に資する調査研究 を行う。	
採択団体	(公社)日本社会福祉士会	学校法人日本福祉大学	(一財)日本総合研究所
詳細	中核機関の支援機能の展開にむけた調査研究と、人材の育成のための 研修プログラム等の開発	中核市および広域による成年後見制度利用促進のための 計画策定の方法における5県比較調査研究	市町村計画の策定のプロセスや盛り込む内容等をまとめた 市町村計画策定のための手引き を作成

中核機関が活用できる財源のイメージ

- 中核機関の運営費は、平成30年度から措置された普通交付税措置のほか、広報啓発、市民後見人育成、法人後見研修等の経費について、既存の補助制度の活用が可能。
- 平成31年度要求において、上記に加えて以下について要求。
 - ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 - ・中核機関における先駆的取組の推進

中核機関

広報・啓発

(高齢者)成年後見制度利用支援事業
(地域支援事業費交付金)
(障害者)成年後見制度普及啓発事業(地域生活支援事業費等補助金)

市民後見人の育成

権利擁護人材育成事業
(地域医療介護総合確保基金)

法人後見研修等

法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金)

交付税

(標準団体10万人規模:約307万円)

※中核機関設置運営費及び市町村計画策定費

- 平成31年度要求において、上記に加えて以下について要求。
- ・中核機関の立ち上げに向けた支援(会議費、先進地視察等)
 - ・中核機関における先駆的取組の推進

平成31年度 成年後見制度利用促進関係概算要求

平成31年度要求 3.8億円

【成年後見制度利用促進体制整備推進事業】

350百万円

(1) 都道府県事業

都道府県による広域的支援による体制整備の推進

- ①体制整備アドバイザー等（中核機関立ち上げ、計画策定支援等）
- ②中核機関・市町村職員向けの都道府県研修の実施
- ③市町村・中核機関向け専門相談

(2) 市町村事業

中核機関の立ち上げ支援や先駆的取組の推進

- ①中核機関の立ち上げ支援（立ち上げに向けた関係機関会議等）
- ②中核機関の先駆的取組の推進

(3) 先駆的取組に係る調査研究・検証等

【成年後見制度利用促進体制整備研修（国研修）】

30百万円

国において、中核機関及び市町村職員に対する研修を実施する。※民間委託

(別紙) 成年後見制度利用促進体制整備推進事業について

(1) 都道府県に対する補助事業

〔事業内容〕

都道府県による広域的な観点からの体制整備を推進するため、都道府県による以下のメニュー事業に対して補助を行う。

- ・体制整備アドバイザーによる広域的な支援体制整備

体制整備アドバイザーを雇い上げ、広域的な地域連携ネットワーク構築に向けた指導、調整や広域的な協議会の設置支援等を行い、地域連携ネットワークに中核機関の設置等を推進する。また、専門職団体や家裁等と連携した相談会や先進事例の普及啓発等を行う。

- ・市町村職員や中核機関等職員向け都道府県研修
- ・市町村・中核機関向け専門相談窓口の設置

ノウハウに乏しい市町村や中核機関等への助言指導を行うための専門相談窓口を設置する。

〔実施主体〕 都道府県（社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

(2) 市町村に対する補助事業

〔事業内容〕

市町村に対する中核機関の立ち上げや中核機関の先駆的取組みに対する補助を行う。

- ・中核機関の立ち上げ支援

中核機関の立ち上げに向けた福祉、司法を含む関係機関による会議等に対して補助を行う。

- ・中核機関における先駆的取組の推進

中核機関における先駆的な取組を推進する。

〔実施主体〕 市町村（社会福祉協議会等の民間団体に委託可）

〔補助率〕 国 1 / 2、市町村 1 / 2

(3) 先駆的取組に係る調査研究・検証等

〔事業内容〕

中核機関における先駆的な取組について、事業内容の検証や調査研究を実施する。

〔実施主体〕 民間団体

〔補助率〕 国 10 / 10

成年後見制度利用促進関係予算（平成31年度要求）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の作成		市町村計画策定費の地方交付税措置（H30年度～）		
利用促進のための地域連携ネットワークの体制整備		市町村における中核機関設置運営費の地方交付税措置（H30年度～） （新）成年後見制度利用促進体制整備推進事業及び研修事業（3.8億円）		
後見を担う人材の育成	市民後見人の育成（養成研修等）		権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）60億円の内数）	
	法人後見の実施（研修、専門職との連携体制整備等）			法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金537億円の内数）
成年後見制度利用経費（申立費用、後見報酬）の補助			成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1988億円の内数）	成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金537億円の内数）
成年後見制度普及・啓発経費			成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1988億円の内数）	成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金537億円の内数）

5 他地域の取組例や工夫例

ケース I : 複数の他自治体が連携して広域で設置している例

★NPO法人知多地域成年後見センター（愛知県半田市、知多市など10市町）

★NPO法人尾張東部成年後見センター（愛知県瀬戸市、尾張旭市など6市町）

★NPO法人尾張北部権利擁護支援センター（愛知県小牧市など4市町）

★NPO法人東濃成年後見センター（岐阜県多治見市、土岐市など5市）

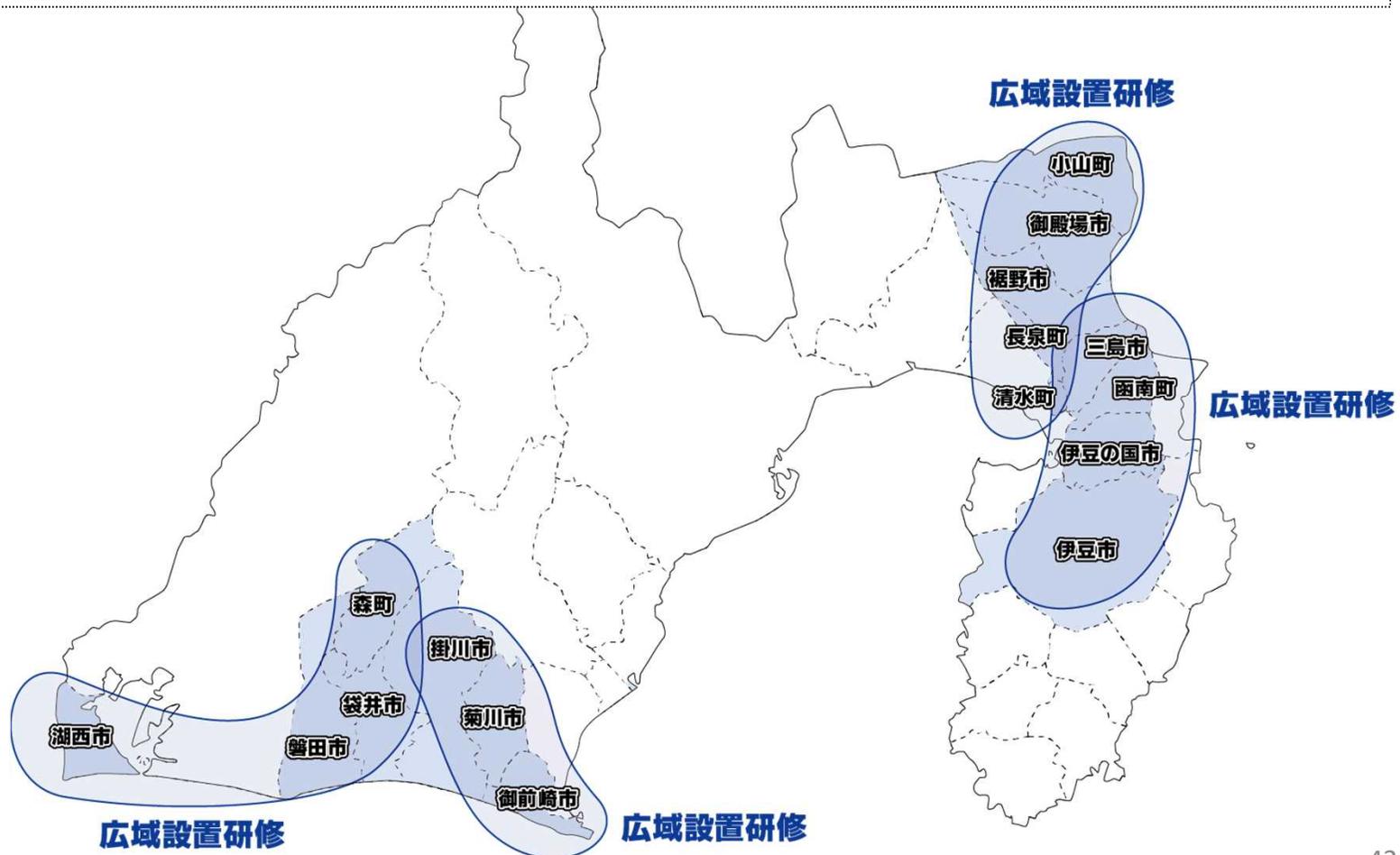
★上伊那成年後見センター（長野県上伊那郡の8市町村）

★一般社団法人多摩南部成年後見センター（東京都調布市など5市）

ケースⅡ：権利擁護の空白地域が生じないように、県内の市町村に働きかけを行っている例（静岡県）

静岡県におけるH29年度の取組

H29年度に成年後見実施機関の広域設置の働き掛けをした地区



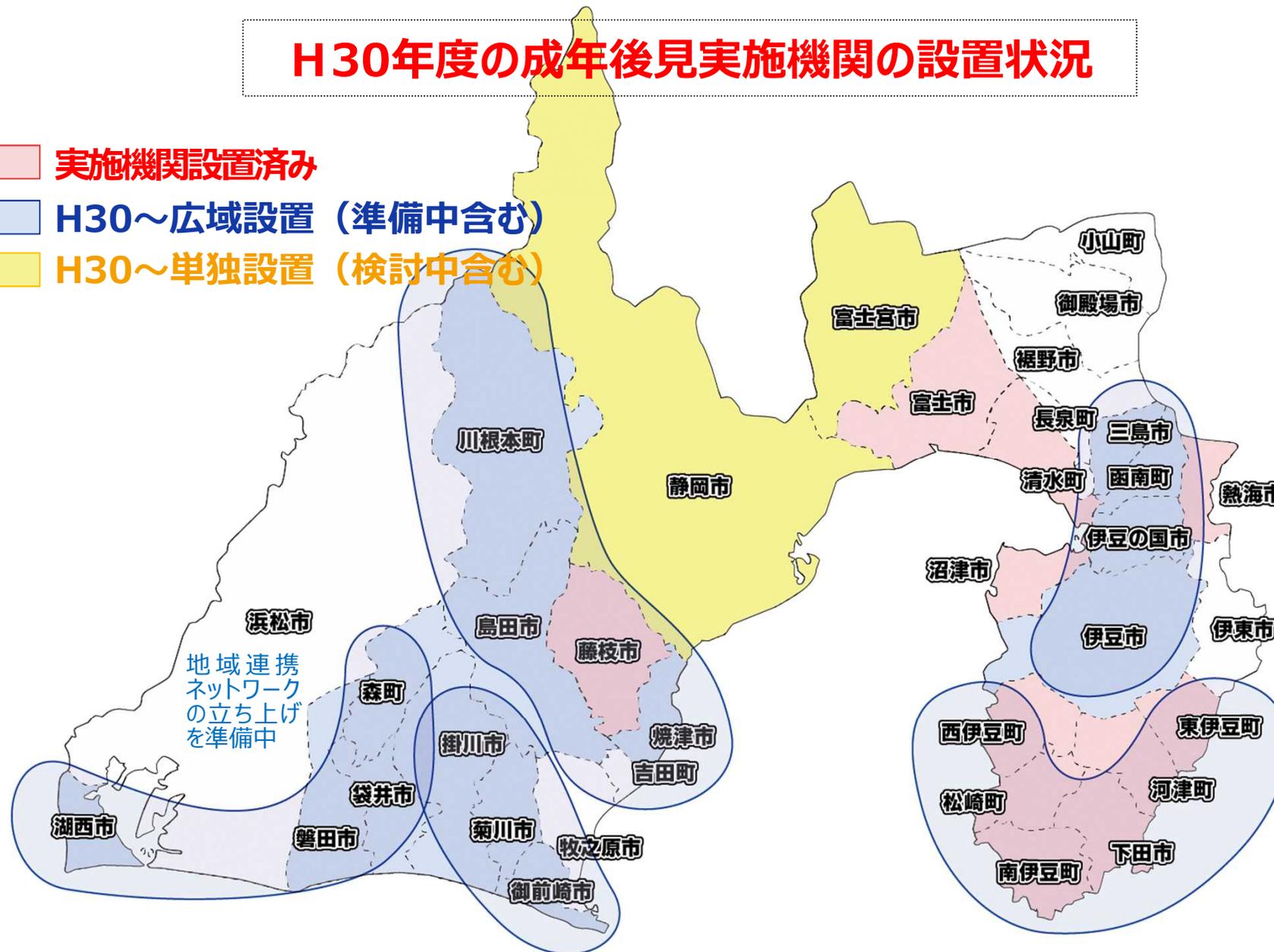
静岡県におけるH29年度の取組

H30年度の成年後見実施機関の設置状況

■ 実施機関設置済み

■ H30～広域設置（準備中含む）

■ H30～単独設置（検討中含む）

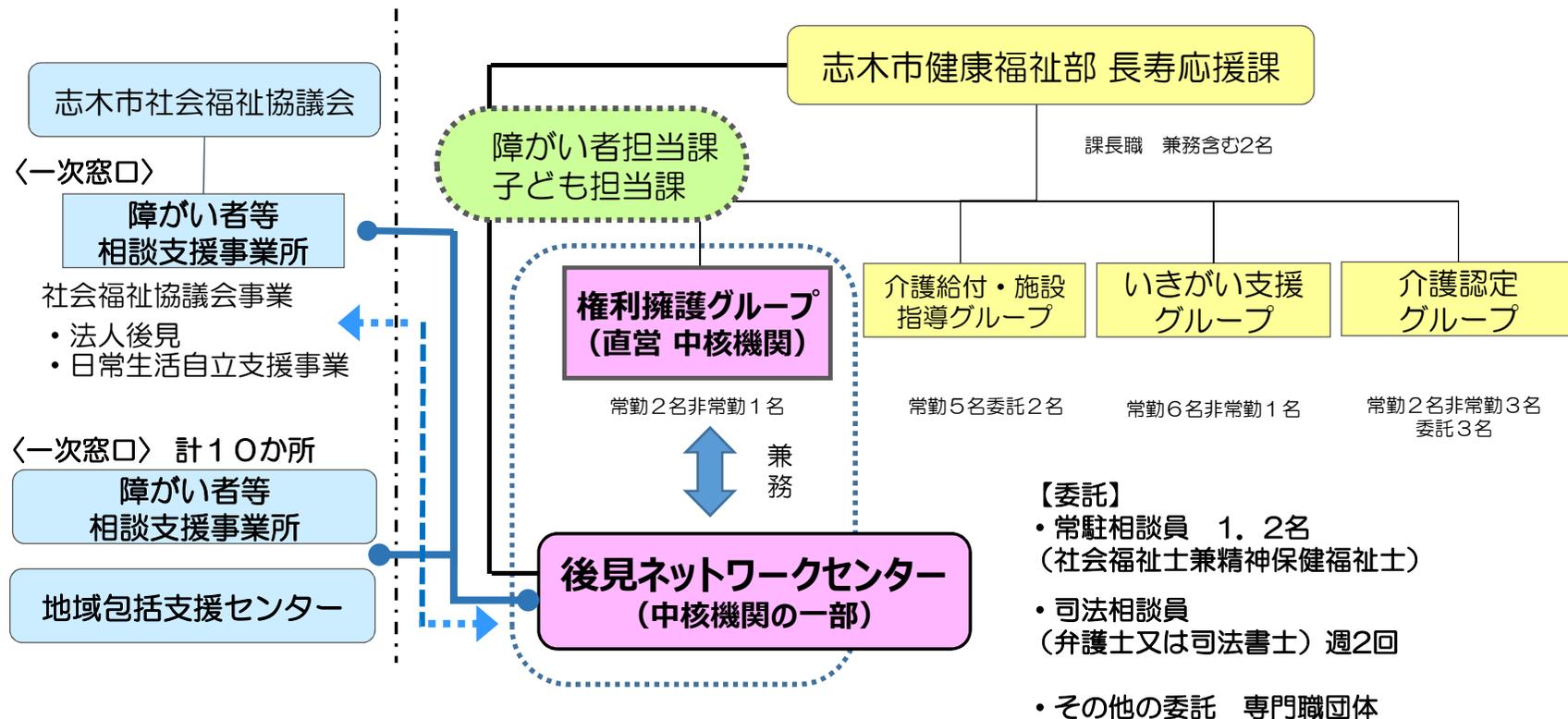


ケースⅢ：関係部署内の連携を進める等の観点から、市町村直営にしている例（志木市）

条例も制定

志木市の組織体制について

志木市では、計画に基づき直営で中核機関を担うとともに、平成30年4月に組織機構を見直し、志木市後見ネットワークセンターを市庁舎内に設置しました。
 司法と福祉の専門職が連携し相談・支援する体制を整え、後見制度の普及・啓発に取り組んでいます。



ケースⅣ：様々な対象者に向けた広報を実施している例 （尾張東部成年後見センター）

例えば、支援者別に研修会の開催

- 行政・福祉関係者のための成年後見勉強会
- 住民のための成年後見サポーター養成講座
- 住民学習会（出前講座）

自治会・民生委員・老人クラブ・年金者の会・ボランティア連合会等

- 専門職向け研修会（対象者別）

包括支援センター・ケアマネージャー、MSW・相談支援専門員・介護保険事業所



その成果は、相談実績に（相談数の多さ、様々なところから相談）

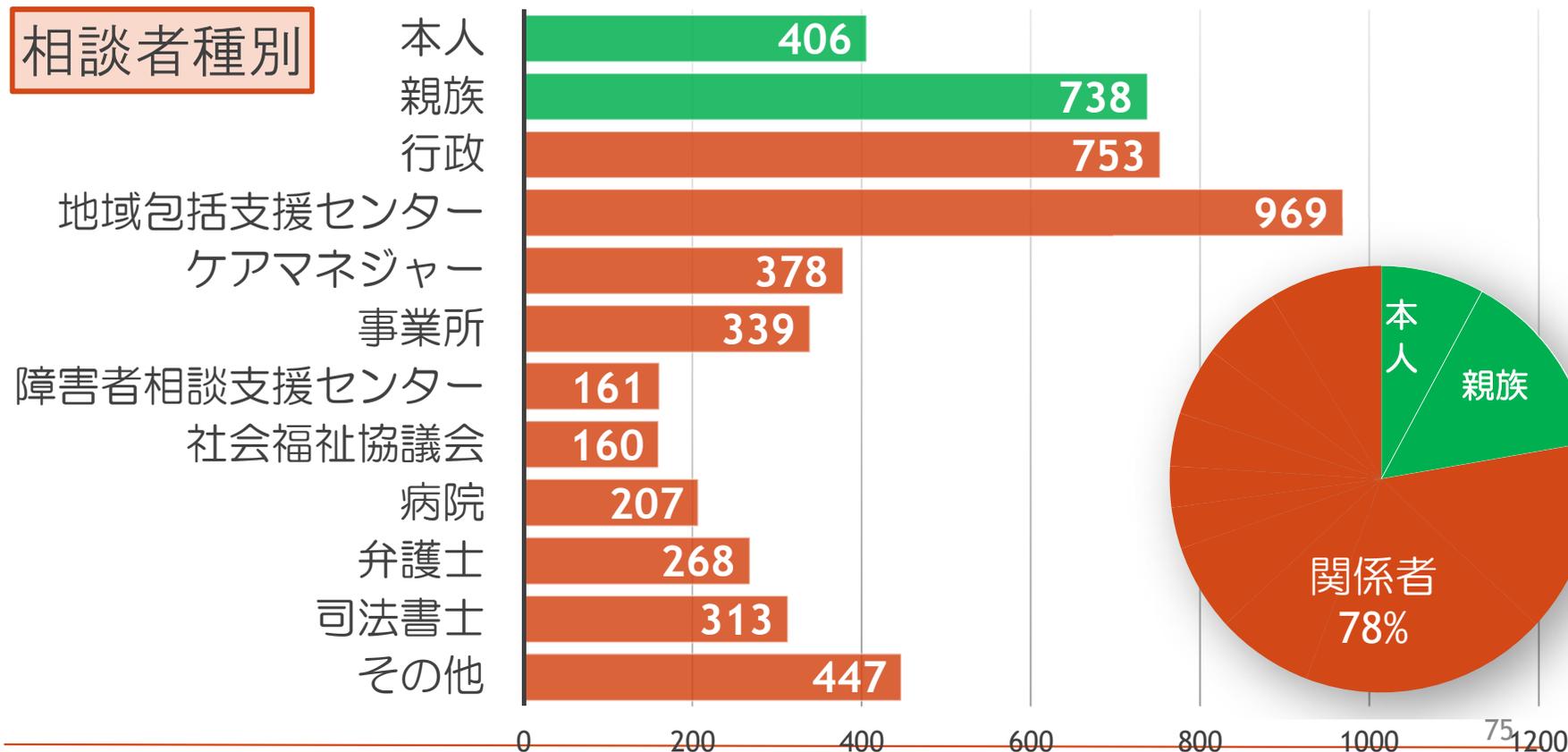


相談実績（平成29年4月～平成30年3月）

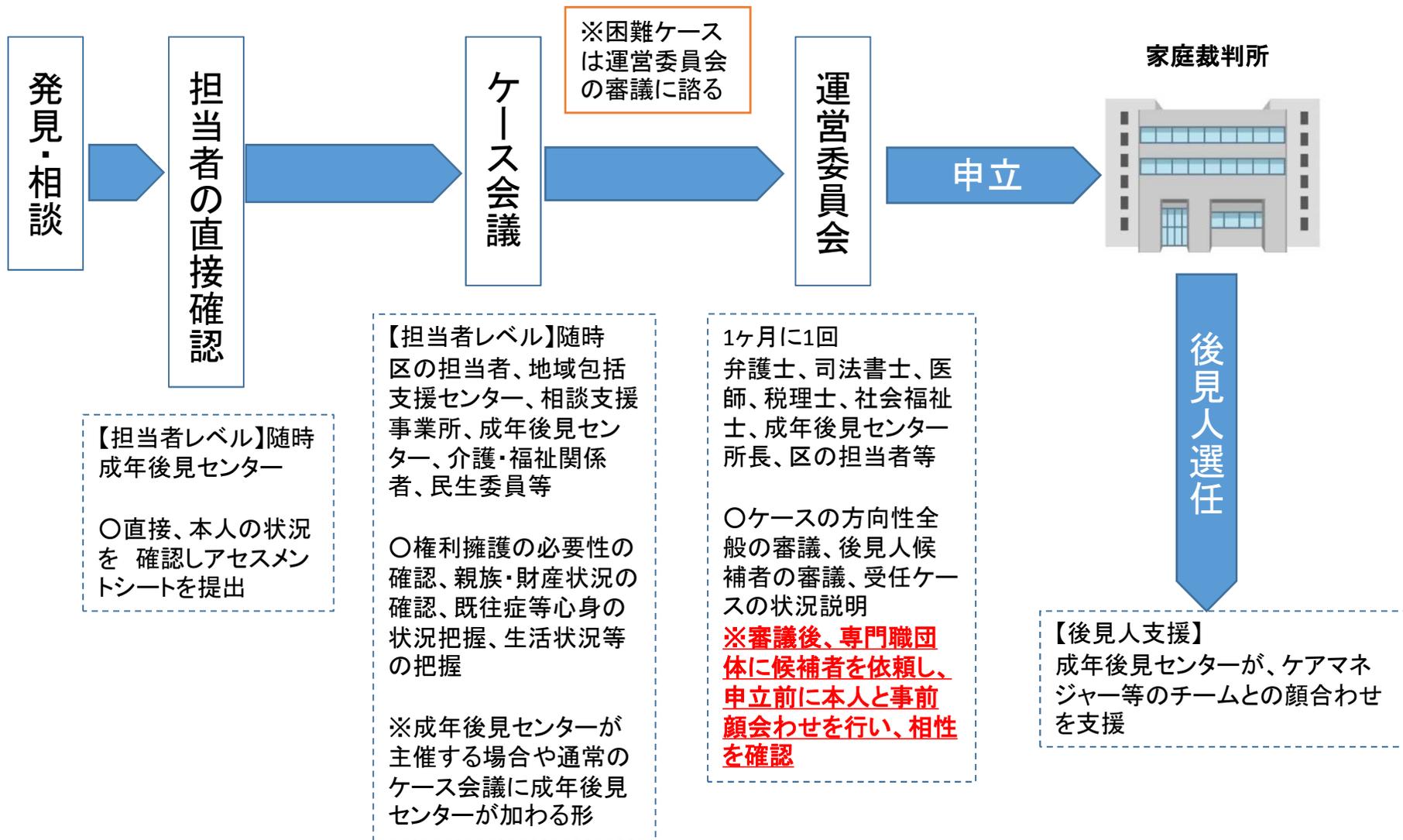
市町村別

瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	その他	合計
1,510	843	345	1,210	260	228	9	4,405

相談者種別



ケースV: 事前に本人と後見人候補者の顔合わせを行い、相性を確認している例(杉並区)

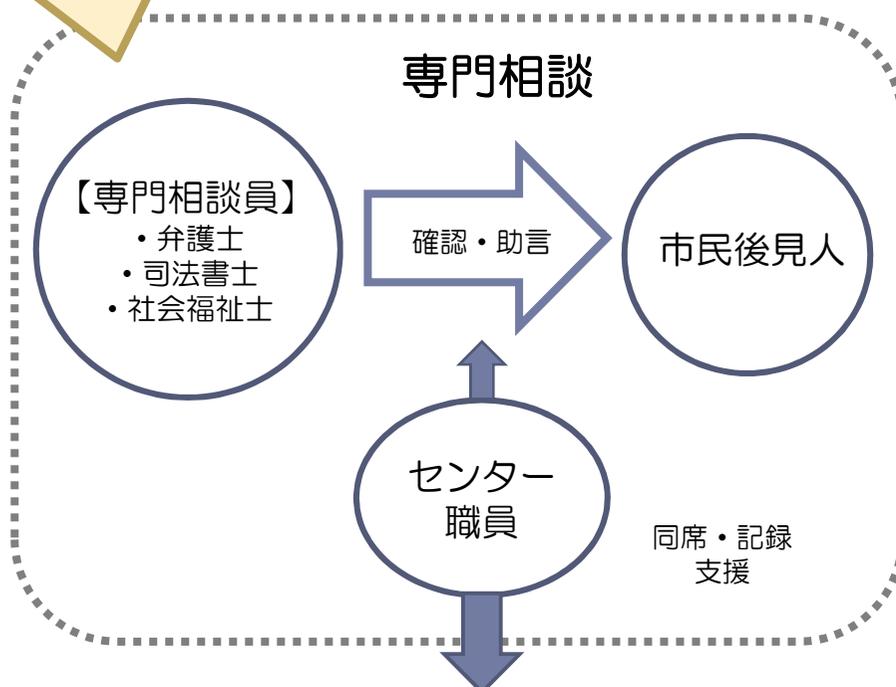


ケースVI: 中核機関等のバックアップにより、家裁が市民後見人を多く選任している例(大阪市)

大阪市成年後見センター作成資料

市民後見人が専門職に無料で気軽に相談でき、効果的(厚労省追記)

センターの専門的・継続的サポート



センター職員による専門相談後のフォロー

初動期セットの手渡し・説明
(受取書・報告書類・後見事務費
基準・名刺・市民後見人リーフ
レット・緊急連絡先)

初動期

- 初動の打ち合わせ
- 1か月目財産目録作成支援

3か月目 活動状況確認

6か月ごとの家裁への報告前

- 財産管理の確認・助言
 - ・領収書等と通帳の突合せ
 - ・預金額について前回との差額確認
 - ・収支予定表の確認
 - ・後見事務費の取得 等
- 身上監護の確認・助言
 - ・ケアプラン、体調面、医療状況
訪問回数等

*その他、課題が生じた時に必要に応じて専門相談を実施

(参考) ニーズ調査項目

法的行為

- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害に遭ったことがある。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの利用契約を理解できず、利用が進まない又は本人が利用を拒否している。

虐待被害

- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、家族等から経済的虐待を受けている又はその疑いがある。
- ★ 本人の判断能力が不十分であるため、家族等から上記以外の虐待(身体的・精神的・性的・ネグレクト等)を受けている又はその疑いがある。

財産管理

- ★ 本人の判断能力が不十分であるが、管理すべき財産が多額(1000万円以上)。
- ★ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。
- ★ 本人の判断能力が不十分であり、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。

ケースⅧ：成年後見人等が本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことができるよう、意思決定支援の考え方と手順に関するガイドラインを作成した例（大阪府）

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

★ 平成30年3月、「大阪意思決定支援研究会」（大阪家庭裁判所、三士会所属の専門職等）作成

★ 目的：成年後見人等に対し、意思決定支援に係る行動指針を示す

- ① 日常生活上の意思決定支援・・・本人中心主義を徹底し、本人のエンパワメントを押し進める
後見人等の役割は、本人の観察、他の支援者への働きかけ
- ② 非日常生活上の意思決定支援、又は、それが不可能である場合の代行決定
・・・後見人等がある程度主体的に手続を進める

★ 特徴

① イギリス2005年意思能力法（MCA）5大原則を取り入れる

- ・「全ての人は意思決定能力がないと判断されない限り、能力があると推定される。」
- ・意思決定能力（がないこと）の判断基準を厳格にし、安易な代行決定への移行を戒める
- ・代行決定は意思決定支援が尽きたときの「最後の手段」として認めるが、「主観的最善の利益」「必要最小限の制約」を要する。

② ファシリテーションの手法を導入、「適正手続」「検証可能性」によって、誘導による意思形成や恣意的な意思解釈を防ぐ

- ・プレミーティング（事前打合せ）・・・意思決定支援の基本原則やルールを共有し、具体的支援方法を取り決める
- ・アセスメントシート（振り返りツール）・・・本人の表明意思・意思決定能力判断の根拠となる事情等を記入する

「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

★ 後見人等就任から意思決定支援への流れ（概略）

- | | |
|--------------------------------|--|
| ①状況把握、本人・支援者との顔合わせ | …本人の生活状況、支援状況、課題等を把握 |
| ②意思決定支援の要否を検討 | …課題が法的なものである場合（施設入所契約、自宅の売却、介護サービス利用契約など）はガイドラインに沿って意思決定支援を行う。日常的な課題であれば本人の意思や希望が支援者らによって尊重されているかを見守り、問題があれば改善を求める |
| ③支援チームの編成と事前打ち合わせ | …支援メンバーを選んだ上、本人の意思決定をどのように支援するのが良いのかなどを、本人に働きかける前に支援チームで打ち合わせ |
| ④チームミーティング（本人・支援メンバー） | …意思決定に必要な情報を本人に提供し、意思を引き出す。その際、意思疎通の方法、発せられた意思内容と従前の言動等との整合性に注意する。意思が真意と考えられれば、その実現を支援する。 |
| (課題解決に必要な決定ができなかった場合) | |
| ⑤代行決定の要否の検討 | …本人の意思が実現不可能、自己又は他者の重大な権利侵害となる場合などには、その原因を意思決定能力の各側面（情報の理解、記憶保持、情報の比較考察、意思の表現）から総合評価して、代行決定を行うかどうかを判断する。 |
| (支援を尽くしたが本人に意思決定能力がないと評価される場合) | |
| ⑥代行決定 | …支援チーム内で代行決定の内容を検討。本人の考え方、生き方になるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないように注意する。 |

★ ガイドラインの活用方法

- ① 後見人等の選任・交代
 - ・ 意思決定支援を行う姿勢を後見人等の適格性判断に取り入れる。
 - ・ 本人意思への配慮がない代行決定により本人に悪影響を及ぼした後見人の速やかな交代を図る
- ② 後見人等報酬・後見等監督での利用
 - ・ アセスメントシートを後見等事務報告の一部又は添付資料とする
 - ・ 後見人報酬を定めるための資料としても利用する
- ③ 居住用不動産の処分許可